

河合町議会会議録

令和 8 年 3 月 6 日 開会

河合町議会

令和8年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

第 3 号 （3月6日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
佐藤利治	3
馬場千恵子	25
杵本貴司	45
坂本博道	59
常盤繁範	85
○散会の宣告	104
○署名議員	105

令和 8 年 3 月 6 日（金曜日）

（第 3 号）

令和8年第1回（3月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和8年3月6日（金）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	小 野 雄一郎
福 祉 部 長	浦 達 三	生活環境部長	佐 藤 桂 三
まちづくり 推進部長	中 島 照 仁	教育振興部長	中 尾 勝 人
生活環境部長 次長	森 川 泰 典	政策調整課長	林 嘉 明
総 務 課 長	西 村 直 貴	財 政 課 長	松 本 武 彦
子育て健康 課長	谷 田 悦 子	環境対策課長	内 野 悦 規
建 設 課 長	吉 田 和 彦	観光振興課長	桐 原 麻以子
教育総務課長	川 村 大 輔	生涯学習課長	吉 川 浩 行

危機管理課長
心得

植村 一之

こども未来
課長心得

中山 寛子

会議に従事した事務局職員

局長 高根 亜紀

主事 平井 貴之

開議 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、令和8年第1回定例会を開催いたします。

本日の一般質問は録画配信を実施いたしますので、その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承くださいと思います。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきます。その後30分を過ぎて発言を続けた場合は、マイクのスイッチを切らせていただきたいと思います。

本日は、一般質問、順番6番目から10番目の方の質問です。

それでは、質問を許します。

◇ 佐 藤 利 治

○議長（疋田俊文） 6番目に、佐藤利治議員、登壇の上、質問願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

（4番 佐藤利治 登壇）

○4番（佐藤利治） 皆さん、おはようございます。議席番号4番、佐藤利治が、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、地震災害、発災時の初動について、皆様のご家庭から出た天ぷら油等の廃油を航

空燃料 S A F に変える取組を、民間事業者への通知依頼、協力依頼の件、最後に、4 月から自転車のルールが変わることの広報、3 点をお話しさせていただきます。

本題に入ります。

地震災害の対策について。

災害時の対策本部の設置や避難所開設はどのように備え、準備を進めていますか。また、自動車に例えるなら、片方の車輪である議会に、また議長へ、大切な初動の協力要請を何回お願いし、協議されていますか。約100名の職員が駆けつけるとの対策本部。年に2回は訓練が必要と考えますが、いかがでしょうか。

新たな財源 S A F の取組について。

進展状況、住民への周知、協力お願いの方法を教えてください。また、河合町の民間企業へのお知らせ、協力状況を教えてください。できれば、初年度、言葉は合っているか分かりませんが、販売目標をどのぐらいの金額を予定していますか、教えてください。

本年4月からの自転車制度改正について。

2024年11月から、ながらスマホ、酒気帯びなどが罰則強化になりました。2026年、本年4月から、16歳以上を対象とした青切符、交通反則通告制度が導入されますが、どのように住民の皆様へ周知、広報していく予定ですか。また、大切な自転車保険の推進状況を教えてください。

以上3点の質問をよろしくお願い申し上げます。再質問は自席にて行います。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） それでは、ご質問いただきました1点目、地震災害の対策についてお答えいたします。

震度5弱以上の地震が発生した場合、河合町地域防災計画に基づきまして、町の幹部職員及び1号、2号の動員職員が自動参集し、災害対策本部を設置いたします。また、震度6弱以上の地震が発生した場合には、全職員が自動参集となります。

避難所の開設に関しましては、災害対策本部で避難所開設の指示を行い、役場に参集した避難所担当職員2名が現地に向かい、施設の開設準備を行う手順となり、仮に避難所担当職員が不足する場合には、ほかの参集した職員にて対応することとなります。

避難所開設の準備としましては、現在防災士ネットワークの皆様とともに避難所運営マニュアルの改定を進めております。また、避難所を開設する前の施設の安全チェック表の作成

や開設に当たって必要な物品を格納、収納させた避難所開設キットの作成など、早期に避難所が開設できるように準備を進めておるところでございます。

次に、議会と議会議長への協力要請につきましては、これまで実績はございません。

最後、3点目でございますが、年2回の訓練につきましては、防災に関する訓練は内容も幅広く多岐にわたると考えておりますので、訓練を重ね、実践的なスキルを上げていくことは非常に重要なことではございますが、訓練の目的や内容、時期など検証し、実施してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、3点目にご質問いただいております自転車制度の改正に関するご質問について、お答えいたします。

2024年11月及び2026年4月の道路交通法の一部改正は、自転車関連事故や自転車の違反増加が背景にあり、警察の取締りの実効性や合理化を図る目的で改正され、本年の4月からは、16歳以上を対象に交通反則通告制度の導入、いわゆる青切符制度が開始されます。本町といたしましても、住民の皆様が生活を送る上で非常に重要な制度改正であると認識しているところでございまして、自転車の安全運転の推進を図っていくために、幅広い世代の方に周知する必要があると考えております。まずは、町広報紙の3月号にこれらの概要を掲載いたしまして、4月号でより詳細な内容を掲載する予定をしております。また、自治会や学校等での交通安全教室などを開催し、地域単位でも周知していきたいと考えております。

自転車の保険に関しましては、自転車ヘルメット購入助成の申請時に、保険の加入状況の有無を確認させていただきまして、その状況が不明の方や入っておられない方には、口頭によりまして加入促進の声かけを行い、また、交通安全教室の開催時にも保険の必要性を説明したいと考えておるところでございます。

私からは以上となります。

○生活環境部長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤生活部長。

○生活環境部長（佐藤桂三） それでは、私からは、佐藤利治議員からご質問いただきました2つ目、新たな財源SAFへの取組について、お答えいたします。

廃食用油回収の事業については、令和8年2月より開始いたしました。回収ボックスの設置場所は、役場本庁1階正面自動ドア付近と町立公民館の入り口付近トイレ前となっております。町民の皆様への周知は、広報かわい2月号及び河合町ホームページへの掲載、2月4日に開催されました総代・自治会定例会でも報告させていただきました。今後についての町の

周知可能な媒体で継続して案内することを検討しています。

民間企業へのお知らせ、協力状況についてですが、こちらのS A Fへの再資源化事業については、開始間もない状況でございます。先行して事業を開始している近隣市町村の状況について聞き取りもしております。徐々に回収に対する関心が高まり、回収量が増えていくとの情報をいただいています。まずは、町の施設である役場本庁、町立公民館での回収を進め、今後町民の皆様の回収機会に対する需要が高まった際には、民間企業への協力について検討していければと考えています。また、初年度である今年度の販売目標につきましては、先行自治体を踏まえまして、2万3,000円程度と見込んでおります。今後も周知の機会を重ねることで、町民の皆様により一層ご協力いただけるように努めてまいりたいと思います。

私からは以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） まず、ご答弁いただいた点でちょっと確認したい点は何点かあるので質問させていただきます。まず、地震災害の対策について、震度5で約100名、震度6のときに全職員が駆けつけると、そのような形でよろしいですか。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

100名といいますのは、町職員が全員参集した数字になっておりますので、震度6の地震が発生したときの100名となっております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました、ありがとうございます。

それと、対策本部の設置等の訓練、それが一番大事と考えておるんですが、私の質問の中に、年に2回は訓練が必要と考えますが、部長のほうからおっしゃられた、必要という答えは聞いておるんですが、現在必要であれば、既に令和8年度一年間ございますが、もうすぐ始まって、何月にこのぐらいのことを計画したいと考えているとか、全くゼロですか、その辺は。教えてください。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 対策本部設置の訓練なんですけれども、今現在時期というのは設けている状況ではございません。ただ、近隣のいろんな話を伺いますと、やはり寒い時期に地震が起きるといことも想定されていますので、なるべく年度の後半のほうにするべきなのかというのもちよつと検討している状況でございます。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） 訓練については、実際に災害が起こったときに、そういう初動が取れるかどうかという大切なことなので、いつやるということを決めていないということは、まず決めていただきたいのが、年50回必要なのか、年1回必要なのか、年2回必要なのか、その辺のことも全く考えてないというふうなことで捉えられるんですけれども、答弁を聞くと、それでよろしいですか。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 部長の答弁にもありましたとおり、役場の対策本部設置の訓練もほかの訓練もそうなんですけれども、様々な訓練が必要であるかなと考えております。その中で、対策本部設置におきましては、例えば年1回するのか隔年であるのか、そういうのもちよつと検証しながら進めていきたいなと思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。今はとにかくすることだけで、50回必要なのか1回でいいのか、その辺ははっきり分からんと。多種にわたっているといっていますけれども、私は初動のことを聞いているんです。実際起こって、すぐその日、その日のことを聞いているんです。だから、それも分からんとということで、これはちよつと今止めます。

先ほどS A Fの件も説明がありましたけれども、初年度2万3,000円というのはちよつとよく分からんですけれども、教えていただきたいのは、2月から始まって3月末までに2万3,000円なのか。それとも、この4月から新年度に入りますけれども、来年の令和9年の3月末までが2万3,000円なのか。それとも、2月始まって一年間、来年の2月で2万3,000

円なのか。ちょっとその辺、誤解がある数字だと思うので、ちょっと教えてください。

○議長（疋田俊文） 佐藤生活部長。

○生活環境部長（佐藤桂三） これ以前議員から情報いただきました、近隣の先進自治体の数字を基に、令和7年度、2か月分のやつを人口割で算出して出した数字が2万3,000円でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） そうしたら、約1年間で、数か月で隣町では50万円とか40万円たまってるみたいですが、河合町で行った場合には、約1年間で2万3,000円掛ける6、13万円とかそのぐらいのお金しか集まらないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（疋田俊文） 佐藤生活部長。

○生活環境部長（佐藤桂三） 先ほども申しましたように、これはあくまでも今年度の部分の数字が2万3,000円、いわゆる2か月分ですよね。単純に計算しますと、それ掛ける6、令和8年度は十四、五万円という数字になるんですけども、最初の答弁にありましたように、SAFについてはかなりやはり町民さんに周知することによってかなり協力を得られると先進自治体からも情報をいただいております。その点を踏まえまして、あらゆる観点からこれからは広報していきたいという具合に考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 最初の答弁の再質問は終わります。ここからまた再質問の本題に入ります。

地震災害の対策について進めたいと思います。まず、再質問の冒頭をお願い申し上げます。一説では、南海トラフより河合町へ甚大な被害が想定される内陸型地震、マグニチュード7.1から8の規模の地震を前提に、また、職員と大切なご家族は無事であり参集が可能であるという前提で質問いたします。

私は、平時の準備が全てと考えておりますが、同じ考えですか。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 同じ考えでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） また、初動として、発災後すぐに対策本部の立ち上げ、避難所は使用可能か、安全に開設できるのかの判断が必要になってまいります。この流れで間違いありませんか。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 避難所開設する上で、まずは建物の安全確認というのが非常に重要となってきておりますので、その形で進めていく予定でございます。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） 対策本部の設置は本当に機能するのかの検証が必要と思いますが、いかがですか。もし必要と思われるのであれば、今まで過去3年、5年を振り返って、どのような検証をしてきたのかを、してきたのであれば教えてください。

○危機管理課長心得（植村一之） はい。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 対策本部の機能が通常どおり動けるかという部分があるんですけども、まず、対策本部の人員といたしましては、本部長、町長はじめ副町長、教育長、あと幹部職員、部長ですね、プラス危機管理課の担当職員となっております。その中で、12名対策本部の人数になっておるんですけども、町内在住もしくは町の隣接する市町村に住んでいる人数が9名となっております。ですので、早くても9名は役場に参集できるという想定の下、遠方に住んでいる対策本部の人間も少ないので、時間的には早期に立ち上げて実施できると思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） できると思うその根拠というか、どういった検証をしたのか。過去5年間、3年間、1年間でも結構です。やったことがあるんだったらやっていると。やってないのであれば、やってないので早急にやっていきたいというご答弁をいただけませんか。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） まず、参集の部分に関しましては、これまでも地震以外の、大雨が予想される場合など、情報連絡体制といいまして、まず初動の体制を敷くということはこれまでも実績としてはございます。ただ、検証という意味では実施できていないということでございます。あと、実際に検証という部分では、参集の訓練であるとか、あと机上の訓練というのも過去にやっている実績はあるんですけれども、いずれもその実施時期が過去5年以上前ということになっております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。後でまた訓練の件に触れますけれども、参集の職員の名簿と、その方が来られなかったときの代替要員の確認が必要ですが、名簿はありますか。また、見せていただくことは、お昼からでも可能ですか。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 名簿はございます。ただ、今日のお昼からも一般質問がございますので、ちょっと私自身の都合がつかみませんので、後日ということをお願いいたします。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました、ありがとうございます。

通信手段の件に触れます。二重、三重は準備されていますか。例えば衛星電話、無線、複数回線等いかがでしょうか。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 通信手段におきましては、まず役場の防災行政無線にあります携帯無線機の配備と、県の防災dシステムの中に衛星電話2基が機能として備わっておりますので、そういう状況になっております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） ちょっと細かく聞きますけれども、衛星電話というのは、河合町にはないのでしょうか。一般的には東吉野村、西吉野村で土木建設業の方が毎日作業されて、山間

部の中で災害や事故が起こったときに職員を守るために持っていますけれども、河合町はないのでしょうか。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 衛星電話は、2基役場のほうに設置しております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） 続けていきます。夜間休日に特化した、早朝もそうですけれども、先ほど話がありました、参集手順というのはマニュアル化されていますか。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 夜間休日の参集につきましては、地震等いつ起こるか分かりませんので、全ての休日夜間を含めましてマニュアル化しているという形になっております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。先ほどから私100名ということにこだわっているんですけれども、過去のご答弁ですけれども、避難所を開設すると判断されたときに、約100名の方が参集できるのか。また、それができるというなら、確認のためにどんな検証をしてきたのか具体的に聞きたいんです。あくまで今日質問しているのは、大きな地震災害について特化した質問です。それと、先ほど言っていたように、時間を、連絡してから庁に来るまで、どのぐらいの時間で何名を集めれたかという、そういう検証を、集合離散、例えば業務に邪魔にならないように、なっても大事なことですけれども、やったらいいと思いますけれども、7時半に集合とかいうことで何人集められるのか。8時に集合で何人集まるのか。すぐできることだと思うんですけれども、もう町長なり担当の部長の旗の一振りだけでできると。過去にそれを何回やってるとかいうのを本当はこの場でご答弁いただきたいんですけども、その辺のお考えはどうですか。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 検証と議員がおっしゃっているのは、実際にやってみる、試してみるという意味でお使いの文言だとするのであれば、過去に、時間外の参集訓練というのを

平成19年、こちらにやっております。このときは、対象をちょっと絞りまして、30名の職員を対象としております。また、検証といえるのか分からないですけれども、あくまで想定というところで、100名がどれぐらいの時間で集まれるんだろうという、要は居住地域に基づきまして、人数を、例えば30分以内だと35名とか、そういう想定をこちらとしては持っている部分があります。ただ、この想定の人数というのは、あくまでも職員自身が被災していないという前提になりますので、どこまで信憑性があるのかというのは、ちょっと今のところ申し上げることはできません。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） 過去の訓練で見えてきた問題点、課題というのは、もう大分前の話だから覚えてはりませんか。ありましたら教えてください。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 私自身もその訓練に参加しておりまして、そのとき、一職員として感じたものとしましては、当然時間外勤務命令だということなので、全くの不意打ちといえますか、要はある程度時間外のこういうことをやるというメールが出た上でやっております。したがって、参集率はほぼ100%になるわけです。ですので、議員が今ご質問いただいている趣旨というのが、実際のところ本当に何人の職員が集まれるんだということの検証をせよということだと思いますので、ちょっとこの平成19年の訓練のやり方というのは、議員のご質問の趣旨には沿わないのかなと感じているところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。続けます、質問を。

徒歩で参集できる職員は、30分以内に何名、約で結構ですよ、もちろん。60分以内に何人おられますか。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 徒歩で30分以内ということでございますので、今先ほど申し上げました35名ということで考えております。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 1時間ういか60分ぐらいではどんな感じですか。想定つきませんか。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 60分以内になりますと、さらに24名が加わる想定になっておりますので、合計59名ということで考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。ちょっと大変失礼なことをお聞きしますが、震度6で先ほどおっしゃっていた100名の参集が見込まれると。その100名の方のヘルメットはどこに置いてあるんですか。各機のところに置いてあるんですか、その辺を教えてください。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） ヘルメットに関しましては、役場庁舎の倉庫にて保管している形です。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ちょっとそれも考えたほうがええん違いますか。奈良県でも、今この瞬間に災害が起こったときに、各議員の引き出し、職員の引き出しに折りたたみのヘルメットが入っています。いつ起こるか分からんわけですから、やはりその人が家に持って帰って個人で管理しているとか、そのほうがまだましじゃないかなと私は思います。その辺ご答弁は結構ですから、また検討してください。よろしいですか。

それと、ここからは少し角度を変えてお伺いします。現場におきまして、消防団、各地域の自主防災や防災士ネットワークの方々と苦勞されている課長以下の職員の皆様には、日頃から努力していただき、感謝しかありません。ここからは、部長以上の方からお答えをお願いします。

2月14日に河合町における第1回避難所設置訓練が町立体育館で行われましたが、担当部署から二、三名、広報から2名ぐらいの職員の参加だったと思いますが、なぜ第1回の訓練に町幹部が一人も来ていないんでしょうか。これが防災に対しての考え方、これが河合町の現状でしょうか、教えていただけますか。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） その当日参加してない理由といたしますのは、公務の都合等いろいろありまして、詳細にちょっとこの場で答弁するということは控えるんですけれども、町の

考え方かという部分につきましては、今からお答えしようと思います。

いつ発生するかもしれない災害の備えといたしまして、日頃のそういった訓練に参加させていただき、住民の皆様であるとか関係機関との連携、これを深めるというのは、信頼関係の構築におきまして極めて重要と考えております。これが町の考え方でございますので、今後可能な限り出席というのを心がけていきたいと考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。これ確か土曜日の休日やったと思うんです。だから、休日の土曜日に住民の命より大事な公務があったと、たまたま、そう解釈しておきます。ちょっとその辺は、反省を含めて幹部の皆さん考えていただきたいと思います。

続けます。共助の限界と行政の責務との言葉がありますが、これからも基本、コウゾウで
きる方ができない、周りの人を助けるということと、行政、河合町がやらなければならない
ことのバランスが大切だと思います。阪神淡路大震災から31年、東日本大震災から15年、能
登半島地震から2年、多くの大切な命を亡くしてしまいました。年々スマートフォンの普及
によりリアルタイムで厳しい惨状を、身に染みて来ました。各大字、各自治会での自主防災
の活動、昨年は一、二月、三月集まった月もあったようです。過去の災害を自分事として捉
えていただき無償で汗を流していただいている姿には、感謝しかありません。いつもありが
とうございます。

ここからは、佐藤副町長にお伺いいたします。発災直後すぐに住民を守るため、全ての訓
練を今後行うことを決意していただけますでしょうか。もしできないのなら、ほかにどのよ
うな策や方法で住民を守るということを考えているのか、ご教示してください。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 災害対応におきまして、様々な訓練の必要性を認識しております。そ
こは議員と同じ思いであるのかなと承知しております。例えばですけれども、訓練にも様々
ございまして、避難所の開設訓練や資機材の操作訓練等々ございますが、こういった多種多
様な訓練、それぞれの訓練の目的を考え、計画的に必ず実施していきたいと考えております
ので、何とぞご容赦いただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました。できれば令和8年度4月から新しい年が河合町では始まりますけれども、それまでに、できれば私を含む議員の皆さんに、こういうふうな計画で年間訓練を行っていくというようなことを、出来れば、予定だけでも結構です、変わってもいいですよ、それをやっぱり出していただきたいなと思います。

続けます。

私が心配してるのは、この辺にもあるんです。自主防災組織がこれほど熱心に活動している一方で、理事者幹部の施政が消極的では、活動されている住民の熱意をそぎかねないと危惧しております。本当に大丈夫ですか。助ける側の人々が燃え尽きないように行政が訓練の場を提供したり資機材を供給したり整備したりすることで共助の持続可能性を支えるべきと考えておりますが、どのように考え実行していきますか。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 町の姿勢が消極的じゃないかというご質問と考えました。確かに近年、大規模災害の激甚化、頻発化かということを受けて、町としても本当に消極的なところがあってはいけないということで事業を推進しているところではございます。目に見える形でもございまして、例えば昨日も一般質問がございましたハザードマップの全面改定であるとか、そもそも避難所環境の改善として体育館への空調整備を順次進めている、こちらは目に見えて町の姿勢がご理解いただける部分かなとは思っております。また、それらを使った実効性を高めるための訓練といたしまして、地域の方が今いろんな活動をされていますけれども、それらの方々と一体となった総合防災訓練、これが実はコロナ禍で一旦中止になってしまっておりましたので、これらを再開する予定を新年度ではしております。あわせて、これまでおっしゃっています災害対策本部の運営や、本当に現場で対応する職員一人一人の役割をもう一度再確認するような訓練から始めてまいりたいと考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 分かりました、よろしくお願いします。

ちょっと規模が違うので参考になるかどうか分かりますけれども、生駒市で行われた職員による図上防災訓練と書いていましたけれども、これは机上とも読めると思うんですけれども、スクリーンで仮想の道路や家屋の被災状況を確認しながら進められました。災害対策

本部長の市長は着実に市の防災力が上がってきていると公表されましたが、現在河合町にでも着実に町の防災力が上がってきていると副長はお考えでしょうか。そのようにはっきり言えますか。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 町の防災力の向上の認識についてというご質問かと承知しております。

防災力の向上というのは、ハード面・ソフト面様々な要因があると考えております。現在防災に関する団体である防災士ネットワークでございますとか消防団、総代・自治会長会などと連携し、様々な課題を一つずつ解決するように進めております。施設面、ハード系のことにつきまして、公立体育館ですとか町立体育館、また防災備蓄倉庫を整備させていただきまして、町の防災拠点の位置づけとして着実に進めてきてまいりました。そのようなことから、町の防災力というのは向上してきていると町としては認識しているところでございます。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 先ほど部長のほうからのご答弁ありましたけれども、住民を交えた訓練、私、大きく訓練については3つあると思うんですけれども、皆さんはどのようなイメージを持っていますか。大きく分けて、種類として。

議長、すみません、ちょっと時間がないのでちょっと簡単に説明だけします。

まず、職員で一つ行う図上ないし机上訓練、それと2番目、現場で、机の上じゃなくて現場での避難所開設への行動訓練、3つ目、最後に、これは部長がおっしゃった住民も含めた現場での訓練、こうなると思うんです。これを踏まえて、ここからはご提案を含めますが、私の持論は何度も職員の方には聞いていただいておりますが、再度述べさせていただきます。

中央構造線断層帯、延長74キロ、想定マグニチュード8を仮想していただきたい。早朝5時半に発災、6時に町幹部から各担当への連絡。朝8時に、100名なのか何名なのか参集できるかの集合離散の訓練を行っていただきたい。もちろん過去に、しょうもない話ですけども、慌てさせたら途中で交通事故に遭うかも分からんという、そんな漫画みたいなお話もありましたけれども、もう電話を取った時点で、揺れていないわけですから訓練と分かります、この辺は。各避難所、建物が無事で開設できるのかは最低限確認していただきたいが、この訓練はできますか。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） ご質問の内容をちょっと確認させていただきたいんですけれども、7時に連絡するとおっしゃったんですけれども、あくまで、そうしたら勤務時間内に職員に職務に当たらせるというご認識でよろしいでしょうか。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） そのように考えております。ただ、目安として集まってくるのは7時半から8時と思うので、何ら業務には差し支えないと。年に1回それをするに、やっぱり住民の方も含めて理解できると思います。その辺は、私はそう考えて、何度も何度も言ってます、過去にも。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） ありがとうございます。訓練と申しまして職務でございますので、時間外勤務命令というのが必要でございます。しかも、実際に災害が起きた場合の災害実働ではございませんので、訓練である場合、早朝に強制的に参加させるだけの業務上の必要性、ここが問われると思っております。また、これまでおっしゃっています勤務であるため、何人参集できるかと図るためという目的の確認にはつながらないと考えております。以上のことから、もしやるのであれば、その位置づけを明確にした上で、実際に例えば参集のルートを確認するとか、実際にいつもの通勤と違う方法で参集するための確認だとか、そういった、なぜやるのかというのを明確にした上で職員に時間外勤務命令を発出する必要があると考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） なぜやるのかというのは、一言です。住民を守るための訓練やと。日頃、形の上、紙の上ではできていても、実際にそれが機能するのかなのか。住民の理解、職員の理解も得られると思いますよ。町長、その辺はどう思いますか。問題ありますか、時間外に訓練して。ただ30分ほど早く来るだけで何の支障がありますの、教えてください。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 佐藤議員のご質問にお答えします。

ただいま総務部長から話をさせていただいたとおり、我々この訓練、訓練としてやるのか、それとも抜き打ち的な訓練をやるのか。また、勤務外の時間に、これがもし地震が本当に起

こったときには、これは総動員で体制を組むようには職員も心がけておる次第でございます。それを訓練としてやる場合、やはり職員の勤務体制、今部長が言ったような様々な問題もございます。想定でやる以上、やはり職員の駆けつける間の事故があったりと絵に描いたようなことじゃなしに、実質起こったときに誰が責任を取るのか、またどのような対応をするのか、やはりそこところは慎重に考えていかなければならないと考えています。議員がおっしゃるように、やはり万が一震度7や8の大きな地震があったとき、どれだけの人が、またどれだけの職員が参集できるか、これは本当に未知数でもございます。自分の家が壊れて倒壊する場合もございますし、道中もやはり通勤できるような、駆けつけられるような状況であるかどうかともまず把握できないわけでございます。そういう見地から、できるだけしっかりと職員が丸となって災害時に行動できるような体制づくりはしっかりと議員を述べのよう to 考えてまいりますけれども、やはり訓練というのは、急に起こる形と、やはり事前に話をして通達する訓練とは全く別問題だと考えますので、どうか職員一同、災害時には早急に集まる、早急に体制をつくる、そういうふうな形をしっかりと行政として対応をさせていただきたいと思っております。決して災害時に参集できない、そういう方のないように対応してまいりたいと思います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） 町長、ありがとうございます。ご理解いただきたいのは、長くなるので省きますけれども、私、夜中の1時、2時に集まれと言っておりません。そのときの業務に差し障りがないようにということで時間設定をしております。できれば、これは私も含めての宿題ということで次回また話しますので、ご検討をお願いしたいと思います。

それと、次議会への要請に入っていきたいと思います。過去にも理事者の皆さんへ、歩いても参集できる議員へ、また議会に協力をお願い、協議が必要と述べてまいりましたが、現状を聞きましたが、必要ないですか。私どもが皆さんでつくった議会基本条例28条、抜粋ですが、「災害等発生時は、行政と必要な協力を行い、その対策に当たるものとする」と明記されていますが、この条例は検分していただいたことはありますか。その辺のお考えを聞かせてください、必要ないかどうか。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 議会基本条例28条につきましては、これまでも何度も拝見しております。その中では、執行機関側と議会が必要な協力や対策を行うことなどが規定されてお

りますので、協議の必要性という部分でいいですか、改めてこのような基本方針まで明文化するような必要はないのかなと考えております。ただ、同条では、別途詳細を定めるという規定もございますので、その詳細の定めにつきましては、町側の運用と今後設置されることになるかもしれない議会の災害対策本部の運用、そのこのすり合わせという部分で、実務者レベルでやる必要はあるのかなと考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。河合町議会のほうでも、その辺を今協議、いろいろ進めているところです。私が思うのは、議会へ平時に要請、協議、打合せ、協力体制を書面で残す、最低限度必要と考えていますけれども、その辺は、全議員の総意があれば、いかがですか。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） すみません、重ねての答弁になるかも知れませんが、詳細の部分、本当に実際にこう動くんだとかこういう手順だという確認をするレベルのすり合わせといいですか、そういった部分は力を合わせて決めていく必要があると、議員お述べのとおりだと考えておるところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。次に進みます。

避難所の開設でよく問題になるのが鍵の管理ですが、スマートロックが多くの行政で採用されています。我がまちでも必要ではないですか。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） すみません、私からご答弁させていただきます。

避難所の鍵の管理におきましては、確かにスマートロック、ちょっとものは分からないんですけれども、例えばダイヤル式のキーボックス、番号を回せば鍵が開くというのは、早期に避難所を開設する上でとても効果的であると考えております。ただ、防犯上のことも踏まえながら、施設ごとに最適な方法を検証して、施設管理者とも協議して進めていきたいと思っております。

以上です。

○4 番（佐藤利治） ありがとうございます。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員、手を挙げてください。

○4 番（佐藤利治） すみません。議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4 番（佐藤利治） スマートロックの件は、やはり庁舎から各避難所、無線で開けるようなのが1台50万円、60万円かかるみたいなんです。だから、それはちょっとお勧めしませんけれども、モデルハウスなんかで各営業がそこの鍵を開けられるような簡易式なもの、プラスアルファ1週間に1回その番号を変えられると、防犯上、そういうものをできたら探していただいたらと思います。ロックの件は以上で終わります。

あと、最後に1つ提案、今月3月1日から8日までが厚生労働省が定める女性の健康週間ですが、避難所生活の中でも男性が気づかない繊細な配慮ができる、女性を中心とした対策チームも必要と考えますが、必要はないですか。どのようにお考えになりますか。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 避難所の運営、設営に関しましては、やはりいろんな立場の方がお集まりになられますので、いろんな方の意見を取り入れるという必要はあります。直ちにそのチームを設置するかどうかというのはこの場でちょっとお答えしかねるところもあるんですけれども、多くの方が避難所のことを検討する場に参加していただくのは、必要なことだと思っております。

○4 番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4 番（佐藤利治） できれば、私たちが視点の届かない、女性を中心とした、全女性とこだわっていません、女性を中心としたそういうチームを立ち上げるのも一つかなと。県のほうでも、担当課は知っていると思いますけれども、女性の特集で、災害防止というふうな冊子までできていますので、一度また検討していただけたらと思います。

ここからは、SAFのことに入ります。住民からのご意見ですが、将来的には、各集会所の回収、お買物時にスーパーでの回収を考えていただきたいとお声がありましたが、どのように考えておりますか。まず、それを1点。

広報かわい2月号を見聞させていただきました。住民の皆様への広報をありがとうございました。記載内容からも質問させていただきます、これから。

○生活環境部長（佐藤桂三） はい。

○議長（疋田俊文） 佐藤生活部長。

○生活環境部長（佐藤桂三） まず、1点目の件について、お答えさせていただきます。

議員からご紹介いただきました貴重なご意見の一つとして集会所等も受け止めていますが、廃食用の管理などの問題もあります。なにせ2月から始めた事業でございます。今後、町民の皆様需要が高まっていくと思います。そんな中で、まずは安全性を第一に具体的に検討してまいりたいと思います。

それと、企業の件なんですけれども、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、企業から出る廃食油のことですか。それとも、家庭から出る廃食油に対して企業が協力するということか、ちょっと確認したいんですけれども。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） まず、河合町がSDGsにのっとして、17の目標の複数に当たるSAFを河合町がまず行うというリリース、それに対して、相手の、こちらのことを説明して、相手の現状今どうなっているか、どうしてはるのか。例えば大きな企業で出る油をどうしているかというのを聞くということでございます。

すみません、ここで具体的に聞きたいんですけれども、学校給食センター、河合町が集めますね。食堂で出た油を。その油と、例えば近くに大きな大企業がございます。その大きな食堂から出た天ぷら油と給食センターから出た天ぷら油、成分も一緒やし何が違うのかなと思うんですけれども、その辺はどう解釈されていますか。

○議長（疋田俊文） 内野環境課長。

○環境対策課長（内野悦規） まず、河合町の給食調理場から出た油、廃食用油なんですけれども、そちらにつきましては、河合町と油の買取り業者が直接契約をしております。有価で買い取っていただいているという状況でございます。ですので、こちらはごみではなくて有価物として取り扱われているため、問題がないというふうに考えております。逆に、企業様から出た油につきましては、そのままでは廃棄物の取扱いになります。それを河合町が仮に頂くという形になりましたら、その時点におきましてはまだ廃棄物という取扱いになりますので、そちらのほうはなかなか実現は困難というふうに考えております。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） もっと具体的に聞きます。そういうようなことをおっしゃっていたので、私のほうから国交省のアキタ部長、経産省のナガイ課長に確認してくださいとお願いしましたが、どのような聞き方をしましたか。これ、やはり河合町がやるということで、ルールはこうやけれども、なんとか協定を結ぶなり方法はないんですかと具体的に聞きましたか、教えてください。

○議長（疋田俊文） 内野環境課長。

○環境対策課長（内野悦規） こちらからの問いにつきましては、関係法令に抵触するかどうかという観点でお伺いをさせていただきました。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員、5分ですので、よろしくお願いいたします。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。これ河合町の新たな年間、企業に協力してもらったら100万円を超えるお金になるかも分かりません。そういう大事な財源をつくるということで、たとえ1万円でも2万円でももうけようという、住民のために、そういう発想にはならんのですか。それは誰でも物事を聞くときに、「これは法に触れますね、これは駄目ですね」と聞いたら、「そのとおりです、駄目です」、それで終わるでしょう。違うでしょう。やはり河合町は財源が苦しい、なんとかしたい、たとえ1万円でもうけにかかりたい、法に触れん方法はないかというご相談を、今国会議員として国のほうにも聞いております。まだ答えが出ていないから申し訳ないんですけども。だから、ちょっとそういう努力もしてください。私、固有名詞の個人的な名前まで言って、この方に相談したらどうやとアドバイスしていますよ。その辺のことをもっと真摯に受け止めていただきたい。その辺はどうお考えですか。

○議長（疋田俊文） 佐藤生活部長。

○生活環境部長（佐藤桂三） ありがとうございます。先ほどから国に対する確認ということなんですけれども、議員からそういう情報をいただきまして、その日のうちに担当課のほうを確認してくれています。まず、経済産業省の見解としては、省としては、「廃食用油の回収量を増やしてほしい、廃棄法上の問題をクリアできるようならば回収してほしいが、法解釈について回答するのは管轄外である」というのが経済産業省の見解でございます。続きまして、国交省の見解、「家庭用と事業用を混合して回収可能か不可能かは、法律の観点、環境省である」と。「実務の観点からいうと、農林水産省、大臣、官房環境バイオマス政策課

のほうに確認してほしい」と。そして、議員から確認するように以外の部分で、そういうような回答が国交省からありましたので、農林水産省のほうにも確認してくれています。その見解としましては、「実務上として、事業所の廃食用油の回収はほぼ正しく進んでいる。地方自治体としては、家庭系の食用油の回収に注力してほしい」という回答をいただいています。そして、最後環境省にも確認しています。やはり環境省は、産業廃棄物であるというような答えを出しています。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤利治議員。

○4番（佐藤利治） この件は分かりました、ご答弁を聞きまして。ただ、私が1点思うのは、給食センターで出る天ぷら油と企業の食堂から出る天ぷら油とどう違うんやという、そういう庶民的な原点に帰って、例えば国に対してSDGsのこの項目に、目標に協定を結ぶと。そうしたら、この法律というのはカバーできないかという、そういう前向きな考え方を持っていただきたいなという願望でございます。この件は以上で終わります。

ちょっと少ない時間になりましたけれども、自転車の件に行きたいと思います。

一部の例を出すと、電話しながら1万2,000円、信号無視が6,000円、2人乗り3,000円、一時停止を守らないと5,000円、イヤホンの使用は5,000円とあります。事故を少なくするために、先ほど答弁でもありましたように、ルールを守っていただくためにこういうふうな制度改正が行われると、私も同じように考えています。上牧町では、2月15日10時から、上牧町自治連合会の主催で、西和署と3者で、自転車の交通違反に対する交通ルール改正に伴う講習会が行われました。河合町では、住民の皆さんは広報かわいだけのお知らせで理解していただけると、必要ないということでしょうか。それとも、近い将来やるのでしょうか、教えてください。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 自転車の制度改正の周知というところなんですけれども、町としましては、広報だけではなく自治会や学校等での交通安全教室という開催を軸に、小規模にはなりますが、地域単位できめ細やかな啓発をしていきたいと考えております。また、4月にあります春の交通安全運動期間など集中的な取組も重ねて実施していきたいと思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 保険の件に入っていきたいと思います。先ほどヘルメットの助成に来られた方に勧めていると。結構です、それで。ただ、分かっていたきたいのは、同じ行政として、奈良県自転車条例が、2024年4月1日に保険加入が義務化されました。もうすぐ6年になります。そろそろ具体的に推進しませんか。その辺のお考えは。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 自転車保険の加入に関してなんですけれども、議員お述べのとおり、現在はそういう窓口での啓発というところになっております。ただ、自転車保険に関しましては、まず、現在ご自身で自動車保険の加入、入られている方もおられますので、そういうところと関連している保険会社等にご確認くださいというところで、もしかしたら自動車保険の中にオプションとしてもう入っているという場合もありますので、改めてご自身のほうでご確認くださいというまず声かけをさせていただいています。ただ、あと啓発といいますかチラシ等で啓発したいと考えております。その辺は、県の啓発雑誌等を配布させていただいて、保険の必要性を訴えていきたいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員、あと2分でお願いいたします。

○4番（佐藤利治） 担当課には、こういったような保険のカタログを置いてほしいと、窓口。ただ、公の立場で1社のものを置けないと、理解できます。ただ、お願いして持ってきてということで、3社、4社、すぐ並びます。コンビニでも自転車保険は入れます。そういうふうなやつとか、特定の会社だけでなく業間団体、日本損害保険協会などの比較等が出たようなそういうパンフレットとか、そういうようなのを置くとか、渡す、来られた方に。実際に一番気にしているのは、河合町のAさんが自転車の通行できない歩道でBさんを事故死させてしまった。もうこれ、過去の例では、神戸地裁で9,521万円の賠償決定が出ている例もありますので、その辺はちょっと徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（疋田俊文） 植村危機管理課長。

○危機管理課長心得（植村一之） まず、各社の保険会社のチラシなんですけれども、今現在町としましては、先ほどご回答させていただいたとおり声かけ、自身の保険の確認、保険加

入されていない方は県の啓発チラシという段階を踏んでご案内していきたいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 終わります。

住民の命を守り、悲しむ人をつくらないためにも頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で佐藤の一般質問を終わらせていただきます。3点の推進、よろしくお願い申し上げます。

○議長（疋田俊文） これにて佐藤利治議員の質問を終結いたします。

45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◇ 馬 場 千恵子

○議長（疋田俊文） 7番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

（10番 馬場千恵子 登壇）

○10番（馬場千恵子） おはようございます。議席番号10番、馬場千恵子、通告書に基づいて質問したいと思います。

今回3点質問いたします。1点目は、文化会館について。2点目は、豆山の郷について。

3点目は、害獣被害とその駆除についての質問です。

まず1つ目から始めたいと思います。文化会館については、私は何度か質問をさせていただいています。文化の拠点でもあり利用活用されていますが、今閉館ということでいろいろと議論もされているところでございます。2025年12月には文化会館が休館となり、再建に当たりどのように検討されているのか。そのための財源の確保についてどのように考えているのか、そういったことをお示し願いたいと思います。

2つ目の豆山の郷についてです。豆山の郷は、子供からお年寄りまでまちのみんなが楽しく一日を過ごせる河合のいえ、それが豆山の郷とホームページにも紹介されています。文化会館が文化の拠点であるのに対して、豆山の郷は福祉の拠点として利用されています。この豆山の郷の今後の活用について、どのようにお考えでしょうか。

3番目は、害獣被害と駆除についてです。農産物などの被害のみならず、住宅地においてもイタチなどの被害を耳にします。河合町としての対応、現状はどのようにされていますか。

以上3点です。再質問につきましては自席にて行いたいと思います。よろしく願います。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 私のほうから、1点目、文化会館についてお答えさせていただきます。

今後の計画につきましては、再開するに当たって課題を整理する必要があると考えております。改修改築等将来に向けた有効な活用方法である施設の整備についての機能性、持続性、将来性を重視し、広い視野の検討が必要だと考えております。文化会館の再開につきましては、非常用発電機の更新を最優先に考え、有利な財源がない状況ではございますが、劣化状況が悪い設備から優先順位を見直し、検討していく必要があると考えております。また、文化会館だけではなく、今後の公共施設の大規模事業の優先順位を協議し、財政面も考慮した上で、町全体で総合的に判断して計画的に取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 私のほうから、豆山の郷について、今後の活用についてというところで答弁させていただきます。

豆山の郷は、河合町総合福祉会館として福祉拠点の役割を担う施設であり、子供から大人

まで地域住民が利用できる場所として運営しています。施設内には、カフェや交流スペース、スポーツルーム、会議室などあり、地域のコミュニティ活動やサークル活動などにも利用されております。活用については、現状は一般の方に向けた解放やレクリエーション等の貸し館などで活用しております。また、各福祉団体やボランティアの方が定期的に会議やイベントなどで活用しております。カフェ豆山では、来館された方の喫茶の提供のほか、認知症の家族が集い、相談できるオレンジカフェを定期的を開催していただいたり、子育て健康課では、未就園児を育児する親子が気軽に集えるよう、つどいの広場を開催しております。

今後の活用につきましては、当施設は福祉目的で設置されたものであることから、現状の活用を維持しつつ、住民の皆様のご意見を参考にしながら福祉の拠点として活用してまいります。

以上です。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） それでは、私より3点目の害獣被害と駆除に関する本町の対応について、回答させていただきます。

野生鳥獣であるイタチなどにつきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、許可なく捕獲、駆除することが禁止されております。そのため、住民の方より相談があった場合には、まず屋根裏や床下への侵入を防止する対策などについて説明をさせていただいております。

なお、駆除作業等に係るまちの補助制度についてはございませんが、駆除等を行いたいという方には、有料とはなりますが、害虫や害獣の調査また駆除業者のあっせん等と行っております公益社団法人日本ペストコントロール協会をご案内させていただく対応となっております。

回答は以上となります。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、まず3点目の害獣被害と駆除についてから再質問したいと思います。

1つは、先ほど住民からの相談に対しての対応をお聞きしましたがけれども、住民からの相談を、どこに相談をしにいったいいのかというのがまず皆さん悩まれているところだと思います。

ます。それと、どういった方が不安に思っておられるかということで、特にイタチとかが多く見受けられるんですけれども、高齢者だけでお住まいの方、独り暮らしの方、そして女性の方が、どのように対応していいのかということで悩まれているかと思います。その対応について、今ペストコントロール協会をご紹介いただきましたけれども、これについてもう一度詳しく教えていただきたいのと、害獣についてですけれども、特にイタチでしたら12月から5月、そしてハクビシンとかテンとかでしたら3月から11月、そしてアライグマとかは4月から10月とかと、それぞれ活動する時期も違います。それに応じて対応もお願いしたいところなんですけれども、そういう意味で、ペストコントロール協会に直接お電話するというのもいいんですけれども、河合町のところで、役場の中での窓口の案内、ここに相談に行けばいいですみたいな案内をぜひしてもらいたいなと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○建設課長（吉田和彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） まず、どこに相談に行ったらいいかということですが、まず役場ということになりましたら、建設課の窓口で相談を受け付けておりますので、まずは建設課に来ていただければと思います。女性やお年寄りということですが、まず同じ答弁なりますけれども、建設課のほうに来ていただいて、まずは防止という観点から、こちらのほうでこういうことをしたらいいとかさせていただきたいなと考えておるところでございます。

あと、ペストコントロール協会というところも、こちらのほうも連絡とかさせていただいているんですけれども、業者のあっせんとか気軽にさせていただけるところなので、まずは建設課のほうとペストコントロール協会のほうで相談とか受け付けておりますので、その辺でしていただいたらなと考えておるところでございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） イタチとか害獣に対する被害に遭われた方は、もちろん駆除していきたいと思っておられますが、一般的にどこに相談に行ったらいいのかというのに困られていると思います。役場というふうに思いますけれども、役場のどこの課に行ったらいいのかすら分からないというところもありますので、費用の心配も含めて、窓口の案内、役場のここに来てくださいなどの案内を、例えば広報とか、それから河合LINE、すな丸LINEとかデジタルサイネージなどで、回覧板もそうですけれども、そういったことで周知徹底し

てもらいたいというのと、なかなかどれを取っても徹底するというような内容ではないので、例えば広報につきましても、今のところ全住民に行き渡るといふふうにもなっていない、ましてや回覧板については、自治会の会員さんだけ、そういった感じで、すなわちLINEも登録された方という感じになります。デジタルサイネージにつきましても、役場に来られた方は目にしますけれども、そうでない方は分からないというような状況ですので、できるだけそういった被害が多く出るような時期を見計らって、数回にわたって周知できるようなきめ細やかな、困っている方に寄り添えるような相談窓口を設置してもらいたいなというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（疋田俊文） 吉田建設課長。

○建設課長（吉田和彦） 現在、町ではイタチに関連する啓発等を行っておりませんので、今後におきましては、議員がおっしゃられるように、広報やホームページ等いろいろな媒体を用いながら、掲載、対応策など啓発をしたいと考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それと、例えば家の前にタヌキが死んでいたとか、それから犬・猫が死んでいたとかという場合の対応についても、きめ細やかにどうしたらいいのかということも含めて案内していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

引き続いて、豆山の郷についての質問をしていきたいと思います。豆山の郷についてですけれども、福祉の拠点として活躍というか今利用されているということですから、既に豆山の郷につきましても築25年という年月が経過しているわけですから、この会館におきましても、今後どのように活用していくのかということについて、個別に何点かについて質問をしていきたいと思います。

1つ目は、地域包括支援センターですけれども、2026年6月26日の包括の会議で支援センターを豆山の郷に移転するという提案がされました。9月に移転されています。この移転するに当たって、役場にありましたら駅からも近いという条件もありますけれども、少し離れたところにあるということで、相談体制を含めて、支援に相談の数など、庁舎にあったときに比べてどのようになっているのでしょうか。包括が豆山に移ったということは周知されていますか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 包括支援センターの移転に伴って、どれぐらい件数になってるのかという現状について、お答えさせていただきます。

すみません、一応去年の8月に移転しているということでございます。こちらにつきましては、毎月調べているんですけれども、昨年4月から7月時点、これで一応188件の窓口での相談があったと。8月に豆山の郷に移転したんですけれども、これが8月から2月の現在で393件という形で大幅に増えております。

移転につきましては、ちょうど9月の広報に移転しますということで広報をさせていただきまして、住民の方が混乱しないように、現在福祉センターの窓口に「移転しました」ということのチラシを置かせていただいて周知のほうは徹底しているというところでございます。以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場千恵子議員。

○10番（馬場千恵子） 包括の支援センターの移転に伴って、ちょっと遠くなったというようなことで心配もあったんですけれども、ただ、役場にあったときは、相談窓口がオープンになり過ぎていて、ちょっととつつきにくいというか、いきなり顔を出しにくいというようなちょっと不安もあったんです。豆山に移ることによって、カウンターで用件を言ったら、ちょっと別室のところで対応してもらえるという意味で、安心して相談に乗れるというようなことでは、そういう意味ではよかったかなというふうに思っています。ただ、もっとそこに行くまでの移動の手段を分かりやすくというか、手助けできるようなものがあればいいなというふうに思っています。

それと、もう一つは、冒険の森、これは私が以前豆山の郷について質問したときに町長にもお尋ねしたかと思うんですけれども、アスレチックとかがありますけれども、ご存じですかというふうにお聞きしたと思います。町長は知っていたいたようなんですけれども、そのときには、きっちり整備もされておりました。周りの木も切られて、草もちゃんと刈られていたわけなんですけれども、使用可能な状態だったというふうに記憶しています。それは、今どのようになっていますでしょうか。

このアスレチックなどについては、古墳フェスタが豆山の郷で行われましたけれども、その紹介ビデオの中でもアスレチックが紹介されています。これについて、今後どのようにされていくのかお聞きしたいと思います。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 私のほうから、冒険の森についてお話しさせていただきます。

馬場議員おっしゃられたように、令和5年、こちらのほうアスレチックのほうについてご質問がありまして、こちらについては何とか整備していこうというところで回答させていただいたんですけれども、やはり先ほど馬場議員のほうからもおっしゃっていただいたように、建物を建ててから築25年たっておりまして、どうしても木材でできておりますので、内部等の劣化がかなり激しくなっておりまして、現在はやはりちょっと使うことによって万が一の事故が起こるといけないということで、使用禁止になっているような状態でございます。ちょっと令和5年度のときに答弁させていただいて、しっかり整備していきたいというお話をさせていただいたんですけれども、現状としては使えないという状態になっております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 令和5年の質問のときには、ここは冒険の森の入り口みたいな看板も立ててというような積極的なご回答をいただいたんですけれども、このアスレチック等につきましては、今後使用しないということになるということですね。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） このアスレチックにつきましては、危険性があるというところで、再度利用する部分につきましては、どうしても新しくリニューアルしていかないといけない部分もございますので、現時点では使用できないというところで判断しております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 改めて、このアスレチックを利用するということも今のところ考えていないということですね。危険が伴うから利用できないので利用しないということで、今後の方針としては。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 多分、橋と、上るようなものがございましたけれども、根本が腐っておりまして、使用ができないというふうに考えておりますので、現時点では使用できない

というところで回答させていただきます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 続きまして、豆山の郷を今後存続するためには、空調の設備の改修が大きなハードルになるというふうに思いますけれども、町長は、以前、町の重要課題として位置づけて取り組むとも言われていました。この改修工事の計画はどのようになっているのか。また、費用はどの程度必要なのかについて、お聞きしたいと思います。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 空調の改修なんですけれども、こちらも築25年たっておりまして、かなり不具合が出ておるところではございますけれども、修繕しながら現在使っているような状況でございます。更新の計画につきましては、様々な方式のほうを考えさせていただいております。現在させていただいております吸収式冷温水機という部分になるんですけれども、そういった方式であるとか、もしくは電気チラー方式とか様々な方式がございまして、その中で一番河合町に、豆山にとってエネルギーコストが安い、そういったところも含めて、金額のほうの算出のほうさせていただいております。おおよそ金額なんですけれども、一応概算にはなるんですけれども、整備するに当たって2億円から3億円の金額がかかるというふうに聞いております。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 令和7年3月の答弁で、町長は、空調の改修について、7年度の予算、その予算には上がっていませんけれども、防災の拠点の一環また福祉拠点で集約化を進めていく上では、この空調を改修しなければなかなか使えないというふうに考えているというふうに答えておられます。今、浦福祉部長のほうからも言われましたけれども、2億円、3億円かかるということですが、全体的に空調を改修していくにはそれだけの費用もかかる、また個別に対応、部屋ごとに対応していくにはどうしたらいいのかということで、できるだけ今ある施設を活用するに当たって、利用できる方法で進めてもらいたいと思いますけれども、空調の改修についての計画は、2億円、3億円の捻出も含めまして、どのように思っておられますか。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 空調の改修、当然かなり費用がかかっております。現時点では、な

んとか修繕しながら、皆様にご迷惑がかからない中でさせていただいている現状ではございます。空調を直したいなというところもあったんですけども、それよりも防災設備、そこがかなり古くなっておりまして、空調もあるんですけども、そういった防災設備が使えないと館自体も使えなくなってしまうということがございますので、まず防災設備、そういったところを中心に、まず手入れできるところは手入れさせていただいて、今後空調につきましても、更新のほうは随時計画していきたいと考えております。

以上です。

○１０番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○１０番（馬場千恵子） 今、浦部長が言われた防災設備というのは、こういったものがあるんですか。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 毎回、毎年点検させていただいているんですけども、例えば防火扉が開かないところがあったりとか、あと排煙設備、そういったところに多少不具合が出ているというような報告を受けておりますので、そういったところの改修を計画的に進めてまいりたいと考えております。

○１０番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○１０番（馬場千恵子） 引き続きお願いしたいと思います。
いいですか。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○１０番（馬場千恵子） それと、今回の新しい防災マップにおきましても、福祉避難所として位置づけられています。この空調の修理についても大切なところなんですけれども、福祉の避難所という意味では、緊防災とかは使えないものなんでしょうか。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 福祉避難所として緊防災が使えないかとのご質問なんですけれども、豆山の郷は、福祉避難所として河合町として指定されております。災害時の要支援者の避難受入れ拠点として位置づけられておりますが、この事業債の対象となりますのは、改修目的が防災減災目的で、まちの防災計画の位置づけ、単なる通常の改修でないことがポイントになってくると聞いております。ふだんは福祉の拠点として住民への貸し館や福祉の相談窓口

として利用していることから、単純に施設の老朽化であったり内装の更新、備品の更新等だけで本事業債が使えるということは対象外に当たって、その部分につきましては、本来であれば町の通常予算で対応すべきであるというふうに聞いております。防災目的として活用が明確な部分のみが緊防災の対象となるかと考えられております。つまり、改修には日常利用分の部分とその線引きが必要になるため、更新費用の全額が緊防災の対象になるかどうかというのは、ちょっとかなりハードルが高いのかなという形で認識しております。

以上です。

○１０番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○１０番（馬場千恵子） 緊防災を使うにはいろんな条件があるかと思います。新築だけじゃなくて、改修とかも含めて使えないことはないというふうに私は理解しているんですけども、そういった意味で努力してもらいたいなと思います。

それと、災害時において入浴が必要不可欠というふうになりますけれども、入浴施設の改修が必要なのではないでしょうか。これについてはどうでしょうか。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 豆山にあったお風呂なんですけれども、令和３年に、施設のお風呂については改修費用が多額になるということで廃止させていただいております。あと、本町では、長期間の避難が予想される部分について、恐らく震災、地震ですね、そういったところが想定されます。過去の震災とかニュースとかで見えていますと、震災時には、まず水が出ないと。今度水が出るようになったら、給湯器が壊れて動かないといった事例がございますので、なかなか災害のためだけに風呂をもう一度設定するというのは非常に難しいのかなと思っております。それよりかは、先ほど説明させていただいた防災設備であったりとか、あとは空調であったりとか、そういったところの優先順位が高いのかなと考えておりますので、お風呂については、ちょっと廃止させていただいた経緯からしますと、そこはちょっと優先度が低いのかなと考えております。

○１０番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○１０番（馬場千恵子） ありがとうございます。豆山の郷の利用について、ちょうど一年前に梅野議員が質問されているかと思います。このときに、町長は、「部署を超えた検討会議などのプロジェクトチームを立ち上げ、議論を進めております」と答えておられます。「で

きることなら福祉の拠点として集約化を進めてまいりたいと考えております」というふうに町長は答弁されています。現在地域支援包括センターが活用されていますけれども、福祉部門全体を集約するなどの計画はありますでしょうか。また、プロジェクトチームを立ち上げて議論を進めているというふうにありましたけれども、どの程度議論が進んでいますか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 町長のほうから、プロジェクトチームを組んで豆山の郷について活用をちょっと考えなさいというところで、豆山の郷につきましては福祉拠点ということで福祉部が預かっておりますので、まず福祉部としてどういった利活用ができるのかなというところで議論させていただいております。その中の一つとして、包括支援センター、社会福祉協議会と一緒にすることによっていろんな連携ができるんじゃないかというところで、そういったところから移転させていただいた経緯もございます。一番いいのは、包括支援センターも行きましたので、福祉部全体が向こうへ行ってワンストップの対応ができるような窓口ができるという一つの案であったりとか、あと、こども園が近いことから子供の拠点として考えるのもいいのかなというところで、そういった案は出ておりますけれども、移転するに当たっても、当然市街化調整区域というところで用途目的が決まっておりますので、当初の目的とあまりにも違うような形で使う場合につきましては県の許可が必要になってきますので、そういったところも含めて今後も協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 今、浦部長が言われたような使い方については、特に差し支えはないかと思いますので、プロジェクトを組んで今進められているんですよね。それについても進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 現時点では、福祉部のほうで、福祉の拠点として何か活用できないかというところで、先ほど2点ほど案を出させていただいたと思いますので、これもまた今後考えながら、ただ、福祉施設というところで、先ほど説明したように館の老朽化のこともありますので、行ったはいいけれども途中で故障したとかになりますと、また住民さんにご迷惑がかかりますので、全体的にそういったところも含めて総合的に考えて、今後も考えて

まいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 福祉部門全体がそこに集約されたりということで、住民にとってはある意味とっても便利になる、使い勝手がいいような施設になるというふうにも思いますので、引き続き審議をお願いしたいと思います。

それと、豆山の郷は馬見丘陵公園に隣接しているという施設でもありますので、そういった条件を生かしての活用はできないのか。いろいろ条件が整わないということもありますけれども、常時そこに置いておくというのは難しいかもしれませんが、ある期間展示をすることというような使い方とかはできないんでしょうか。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 何度か空いているスペースもございまして、それはいろんな活用している部分もございます。ただ、どういったものを展示するかについては慎重に議論しているかないといけない部分もございますので、そういった部分については、どういったものが適切なのかにつきましては、また町の中で考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 引き続きその議論もお願いしたいと思います。町長についても、豆山の郷はぜひ残していきたいというようなお気持ちだと思いますので、プロジェクトも活発に開いていただいて、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

引き続いて、文化会館について質問したいと思います。文化会館については、先ほども言いましたけれども、12月末で休館ということでございます。非常用発電機の故障ということで休館になったわけですが、そのときの広報で、地域住民の皆さんとともに文化会館の未来を考えていきますと述べられています。そういった意味で、12月に文化会館の再開に向けて質問をいたしました。そのときに、中尾部長及び吉川課長がいろいろと考えていただいて答弁していただいたわけですが、それぞれ非常用発電機以外、舞台装置であったり機械設備であったり空調であったりということで費用がかかりますということですが、劣化も含めて、これについて計画的に考えていく必要があると思っているというふうに吉川課長も答えておられます。具体的にはどのような計画を考えているのかということもお

聞きしたいと思います。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 先ほど部長からも答弁させていただいたと思うんですけども、ちょっと繰り返しの答弁になるかもしれないんですけども、今後、文化会館だけではなく、町の公共施設の大規模事業の優先順位というのは協議していかないといけないのかなというところもあります。その上、財政面も考慮した上で、全体的な、総合的な判断が計画的に取り組んでいかないといけないのかなというところでもあります。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 昨日の梅野議員の町長のお考えをお聞きした中では、今言われたような優先順位を決めるというふうなご意見の中で、文化会館の優先順位はどの程度になっているんですか。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

文化会館以外での大規模改修工事というのが、今河合町のほうで大規模事業、幾つか抱えておるところでございます。まず、教育委員会といたしましても、中学校の体育館の整備、またこれから再編というところも含めまして、第一中学校、この学校をどうしていくのかという部分も含めてになってきます。また、教育委員会の部分ではございませんが、内水対策事業であつたり清掃工場の再整備、また豆山の整備事業、旧第三小学校の利活用事業など、こういったところが考えているところでございます。今言わせていただいた中で中期財政計画に計画をさせていただいておるのは、内水対策と中学校の体育館の空調事業のみという状況でございます。こういった中で、今後財政健全化計画、これから更新という中で、精度の高い収支見通しを作成しながら大規模事業の実施年度を決定していく必要があるという状況でございます。この中も合わせて、文化会館をどのようにしていくのかという議論を始めているところでございます。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場千恵子議員。

○10番（馬場千恵子） 昨日の町長の答弁の中で、やはり文化会館というのは河合町の文化の拠点でもあり、河合町のシンボルとして大切な会館であるというふうに答えられたかと思います。町長は、この施設を残していきたいという気持ちで思われているということも感じました。そういう意味では、例えば非常用の発電機を、前の12月の質問のときに、私も第一ステップ、第2ステップというふうに最後に申し上げて途中で時間が切れてしまったという経過がありますので、まず非常用の発電機を購入、更新するということでももとの状態に戻す、稼働できる状態に戻すというところをワンステップであるというふうに考えています。そういう意味では、文化会館については、発電機については最優先課題であるというふうに教育委員会も認識されているかと思いますが、それはどうでしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

先ほどの答弁の中でもお答えさせていただきました文化会館の再開に向けましては、非常用発電機の更新、これが最優先に必要なところでございます。しかし、有利な財源がない状況の中で、あくまでも概算という形になりますけれども、昨日お答えさせていただきました工事費につきましては、向こう10年間利用する体制を整えるためには16億円の費用が必要だというところでございます。あくまで非常用発電機3,800万円、こちらを優先的には考えるものの、電気設備であったり空調設備につきましては4,700万円の概算が出ております。そういった外壁も屋上防水も含めて、内装工事も含めると、そういった高額な費用が必要になってくるというところでございます。そういったことも含めまして総合的に考える必要があるということでお答えさせていただきました。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 文化会館を今後維持していくためには16億円という金額を言われまされたけれども、そもそも非常用発電機の更新は、2023年に既に更新しなければならない時期にあったかと思いますが、その時期に更新しなかったということが、そのツケが回ってきているというふうに思うのが一つです。あと、16億円という中で、当面必要なお金、次の段階で必要なお金というのをきめ細やかに算出して進めていくということも必要かと思います。いろいろと課題が、空調も外壁も屋上もいろいろあるかと思いますが、まず開けてい

ただいて、その次に、空調におきまして開けてすぐに故障してしまうというような状況ではないかと思います。どの程度期間があるのかというきめ細やかなところの計画も示してもらいながら進めていかなければならないのではないのでしょうか。なかなかそういう16億円とか4億何千万円とかという金額を示されたら、住民の皆さんも、じゃあ、どうしたらいいのやろうということに不安に思われることが大きいかなと思います。そういう意味ではなくて、文化会館を残して、河合町の文化の拠点として、またシンボルとしてこの会館を再開していくという立場に立って進めてもらいたい、そのように思います。

町長も、その計画については、令和8年度でめどをというふうに言われていたかと思うんですけども、それについて、具体的に、じゃあ、お金の工面を含めて、教育委員会としてどのように進めていくのか。住民の方からは、ふるさと納税、文化会館に特化した形で皆さんにお願いしてはどうかというようなことも提案されていたかと思いますが、そういった計画についてどうですかということと、閉められたときに、休館されたときに、住民の皆さんとともに考えてというところをどの程度具体化していくつもりなのか、併せてお答え願いたいと思います。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 先ほど部長からも答弁させていただいたんですけども、まず非常用発電機以外でも、空調機器についても、部品もなく、いつ故障するか分からない状況というのがあります。令和6年度にも部品交換を行った、部品ももう製造を終了しているというところもあります。大ホールの例えば黒幕、それについても経年劣化しており、数か所破れているというところもあります。馬場議員おっしゃるように非常用発電機を直して、まず再開すればいいのじゃないかということでもありますが、空調機がいつ止まってもおかしくない状態でもありますので、また再開して、また空調機が壊れて休館となったら、また住民の皆さんにもご迷惑をおかけするのかなというところでもあります。

あと、ふるさと納税という話がありましたが、ふるさと納税をするに当たっては、もちろんそういう事業計画というのをしっかりと明確に考えていかないといけないのかなというところがあります。例えばですが、募集期間だとか目標金額だとか、プロジェクトを立ち上げるとかということも考えていかないといけないと思うんで、しっかりとした事業計画を明確にする必要があると考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 空調機については、新たに変えないといけないということはもう何
度も聞いています。発電機を変えて、法的にクレームがついたところについてはクリアした
時点で、再開しました。空調機についても、もう1か月、2か月で故障するような、そうい
った状況にある空調機なのかも含めて検討されているんですか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 先ほどの答弁と重複するところもあるかも知れないんですけ
れども、令和6年度に、夏場に故障しました。そのときは部品があったということで交換し
ております。空調機の更新につきましても4億2,000万円程度かかるということもあります
ので、そういったことも踏まえて、再開にするに当たっては計画的に考えていかないとはい
けないのかなと思っております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ふるさと納税について、住民の方からの提案もあったかと思いま
すけれども、近隣の優れた経験もあります。それはご存じでしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） はい。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

クラウドファンディング型のふるさと納税でございます。そちらにつきましては、まほろ
ばホールを活かす会の方からも町長に提案されているということでお聞きさせていただい
ております。近隣町でいきますと、王寺町が利用されているというところで承知しているこ
ろでございます。

先ほど課長が述べましたけれども、再開に向けて財源の確保、これが非常に必要である
というところで事業計画、財政計画を決定して、町の方針を定めてからこういったことを活用
するというのが必要なのかなというふうに考えております。例えばクラウドファンディ
ング型のふるさと納税を行う場合につきましては、例えば文化会館、今休館中ではござい
ますけれども、休館中の間に、例えば5年後から計画的に修理をしますという周知をさせて
いただいて寄附金を募るとか、そういった部分、かなり計画的な修繕計画が必要になってき
たり財政計画を立ててする必要があると考えておりますので、こういったことも含めて、令和

8年度の間に、いろんなことを計画もしくは部内、庁内管理職の三役、部長、部次長会というところの会議がございますので、その中でしっかりと議論を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 昨日の梅野議員の答弁の中で、町長は、令和8年度にという一定のめども出されているかと思いますが、具体的な計画、財政をどのようにしていくのかというような計画についても、それに呼応した形で進められるというふうに理解していいんですか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

そういった総合的な部分で、例えばなんですけれども、今休館中というところで、令和8年度予算化は、3,800万円も含めて文化会館の修繕については予算化できていない状況となっておりますので、その中でも、令和8年度の予算につきましては年間2,000万円ぐらいの財源が浮くというか必要でなくなる部分もあります。そういった部分も含めまして、休館中にできること、また再開に向けてどういうふうな財源の確保ができるのかも含めて、令和8年度中に再開ではなくて、令和9年度もしくはそれ以降に向けての協議を進めていくということでご理解いただけたらと思います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 今休館中というふうに言われましたけれども、休館がいつまでかという期日は何も聞いてないので、すごい曖昧な回答だったと思います。具体的に、確かに8年度の予算にはついていません。補正予算ということも考えられる中で、まずは住民の皆さんとともに考えていくというような形を早急につくっていただいて、広報でもそんなふうに述べられていましたので、多くの方の声を聞きながら進めていくというふうに思っているんですけれども、吉川課長は、アンケートを取ったりとか、また検討委員会というような例を出されましたけれども、今後そういったことも含めて声を聞くその体制、住民の声を聞く受皿となるようなプロジェクトのようなものをつくっていくというような計画は、どのように進めていくつもりでしょうか。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

町全体で検討する必要があるという中で、先ほどお答えさせていただきました、令和8年度の予算計上はしていないというところになりますので、8年度の再開については非常に今の現時点で見込みがないということはお伝えさせていただけるかというところでございます。しかし、休館はしているものの、再開に向けての課題整理であったりとか財源の確保、あらゆる方法の検討はしていく必要があると考えております。また、アンケート方式でというお話も前回させていただきました、上牧町のほうが数年休館されていたという実績がございます。そういった上牧町の事例を参考にしながら、いろんな方のお声を聞かせていただくというところに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 馬場議員、5分ですので、お願いいたします。

○10番（馬場千恵子） 住民の皆さんは、やはりいつ開館されるのか、再館されるのかということを心待ちにされているかと思います。言ってみたら、非常用発電機を3,800万円を更新したら、すぐにでも再開できるというようなところだと思います。その決断をどうするかという一つのステップとしてまず足を踏み出していかないと、その後の修理の計画、16億円とか何億円とかと言われるような数だけで言われても、なかなかその次のステップを上れないというようなこともありますので、まず開けるという意味では3,800万円をどう工面するのか。それを、3,800万円が発電機を更新するのかどうかというところを決断する必要があるのではないのでしょうか。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただいているとおり、今協議中でございます。役場内部で協議をさせていただいている中で、非常用発電機3,800万円、こちらを修理すれば、再開は今現時点では可能になるということも伝えている中で、それだけではないのではないかというところで、今後必要な部分を、概算でありますけれども工事費として金額を業者のほうからいただいてというところで、その部分のトータルの部分で協議を進めているというところになりますので、あくまで3,800万円のステップということも理解はできるものの、それだけではなくてというところも、それ以外の部分もしっかりと検討する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 教育総務部長から今話があったように、様々な検討をしてまいりたいと思っておりますけれども、今議員のご質問の趣旨というのは、発電機を修理すればすぐに会館は使えるやないかというようなご質問やと思っておりますけれども、この文化会館については、本当に空調や、また雨漏り、また外壁、また電気系統、それらを総合的に見ていかなければならないというのが基本的に今思っておる次第でございます。ただ、発電機だけをもし修理して、次の段階で、貸し館でございますので、去年も12月と休館ということで、それもやはり7月ぐらいから様々な貸し館の借りていただいていた方々にどこへ移ってもらうかと。どこで継続して活動してもらうか。また、貸し館事業なので、しっかりと予定をこなしていく、それが去年の12月までに延長したわけでございます。貸し館を今すぐ始めて、発電機をすぐに修理して、貸し館事業を始めたと。また空調が壊れた、また雨漏りがひどくなった、そういうところら辺もしっかりと議論をさせていただいて、ちゃんと修理、修繕計画を立てていかなければ、一旦開けるわ、1か月してすぐにまた空調とか使えなくなるというようなことがあれば、一旦始めたら、半年、1年先の貸し館事業が始まりますので、そのところをしっかりと議論させていただいて、そういう途中で貸し館事業を中止するというのにならないようにしっかりと議論をさせていただいて、修理計画を立て、そこに向ける財政の確保もしていきたい。そのために、先日ご質問があったときに、来年度に、しっかりと皆様方に修理計画、また今後の方針をお知らせするという事で質問のお答えをさせていただきました。

私自身は、町も住民の皆さんのお気持ちも考えて、できるだけこの施設を残していきたい。残すからには、やはりご不便をかけることもできない。また、これからしっかりとそこに振り向ける財政を捻出していきたい。クラウドファンディングもしかりです。そういう形でご寄附を頂けるような方策もともに考えていくからには、今担当部局からお話をさせていただいたように、しっかりと計画を立ててご寄附をしていただくようなクラウドファンディング、また議員お述べのように、ふるさと納税、そういうところに出していった募集をできるように、それも一つの考えだと思っておりますし、検討課題だと思っております。その辺をどうかご理解いただいて、8年度中に早急に出してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 町長の気持ちはよく分かりました、ありがとうございます。残していくためのスケジュールをともに考えていきたいというふうに昨日も答弁されていたかと思います。私は勝手に、ともに考えていきたいというのは住民とともにというふうに理解したんですけれども、それでよろしいですか。

○町長（森川喜之） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） そうなりますと、休館のときに言われていたように、住民の皆さんとともに、皆さんの声を聞きながら将来について考えていきたいというような、その器を早急につくっていただいて、皆さんと一緒に考えていくというような体制も含めてつくっていかねばならないと思うんですけれども、そういった受皿的な体制のようなのはどのように計画されていますか。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

まちづくり自治基本条例第12条に参加参画と協働という制度がございます。第2項に、「町は、まちづくりに関する自由な意見交換や熟議が行える場や機会を設定して、町民同士または町民とまちが学び合い、交流・連携を推進する機会をつくるよう努めるものとする」、こういった条文がございます。こういった部分も、町からそういった方を募りながら、住民の意見、住民の皆さんの意見を聞きながら進めていく、こういった一つの方法も今後進めていけたらと考えております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 馬場千恵子議員。

○10番（馬場千恵子） よろしくお願ひします。この文化会館を休館するということとか、前に質問いたしましたけれども、インフルエンザの予防注射のことについても、すごく住民の皆さんから河合町に対するイメージが悪くなっている、損なわれてきているというのを実感しています。文化会館のない河合町では寂しいというか困るなというのと、図書館のときもそうでしたけれども、図書館のない河合町なんてという声もあって、2月から再開していただいているということで、それはよかったかなというふうに思います。そういう意味でも、まほろばホール文化会館をなくしていくというふうになりますと、二度とこのような建物はなかなか造れないというふうにも思いますし、それを維持していくためにはいろんなハードルもあるかと思うので、本当に住民とともにというところを、一緒に考えていきたいと

いうふうに思いますので、そのような受皿を早急につくっていただきたいということで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（疋田俊文） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。
昼、1時半から再開いたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時30分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◇ 杵 本 貴 司

○議長（疋田俊文） 8番目に、杵本貴司議員、登壇の上、質問願います。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

（1番 杵本貴司 登壇）

○1番（杵本貴司） 議席番号1番、杵本貴司でございます。それでは、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

私の今回の質問事項は、最期まで河合町で。安心して暮らし続けられる町づくりについてでございます。

私はこれまで、福祉の現場で高齢者やその家族の皆様方から、介護や暮らしに関する相談をお受けしてまいりました。その中で、多くの方がこうおっしゃっております。できることなら、介護が必要になっても最期までこの町、河合町で暮らし続けたい。そこには、将来への不安と同時に、長年この町で暮らしてきた誇りや愛着、それがしっかりと込められているように私は感じ取っております。また、私自身も、この河合町で暮らしてきておりますので、決して他人事ではなく、一人の町民としましても最期まで安心して暮らせる町であってほしいと強く強く感じております。今回、最期まで安心して暮らせる町づくりという視点から、河合町の現状についてお伺いいたします。

まず、最期まで安心して暮らせる町とは、言い換えればできるだけ長く元気に暮らし続けられる町でもあります。河合町は、これまで地域のつながりや支え合いの中で、町民の皆様が一丸となって健康づくりを進めてきた町でもあります。

そこで、まずお聞きいたします。

健康寿命とは、介護を受けずに自分の力で生活ができる期間、いわゆる自立期間のことですが、河合町の健康寿命は現在何歳でしょうか。また、その推移や他の地域との比較等も含め、河合町が健康なまちとしてどのような状況にあるのか、町としてどのように受け止められておられるのかお聞かせください。

再質問は自席にてさせていただきます。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 私のほうから、杵本議員のほうからいただきました最期まで河合町で。安心して暮らし続けられる町づくりについてについて、回答のほうをさせていただきたいと思います。

平均寿命はゼロ歳から亡くなるまでの期間でありまして、令和4年度に公表されているデータで見ますと、男性で河合町では約83.4歳、女性で89.3歳となり、全国平均の男性81.1歳、女性87.1歳を少し上回っております。河合町の健康寿命は公表されているデータで令和5年度、男性が約83.5歳、女性が86.6歳となっています。健康寿命が全国平均で男性が72歳前後、女性が75歳前後からすると、河合町はかなり高い傾向にあることがうかがえます。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） ありがとうございます。

河合町の健康寿命がただいま部長からありましたとおり、全国平均より圧倒的に高い数字にあるということが、数字ではっきりと分かると思います。これは、皆様の健康意識の高さ、そして地域でのつながり、そしてまた、町の行政職員の皆様の長年にわたる実績の積み重ね、成果であると感じました。そして、健康寿命とは、単に長く生きることではなく、自分らしく元気で暮らせる時間の長さを示す一つの指標となっております。だからこそ、この強み、長年河合町がつくり上げてきたこの強みを大切にしながら、健康づくりを進めるとともに、将来介護が必要になったときにも安心して暮らせる体制づくりを併せて考えていく必要があ

るのではないかと考えております。

そこで、質問でございます。

現在、河合町では町民の方々ができるだけ長く元気に暮らせる環境が整っているでしょうか。町としてはどのように受け止めておられますでしょうか。また、健康寿命を延ばしていくために、現在、町としてどのような取組を進めておられるかお聞かせください。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 杵本議員の質問に対して回答させていただきます。

河合町のほうでは、町民が元気に暮らせる環境なんですけれども、役場や包括支援センター等で相談がありましたら、個人のニーズに沿ったフォローやきめ細やかな対応に努める体制としては、町としては整っていると考えております。

また、本町の健康寿命が高い要因として考えられるのは、住民の皆様の健康への意識の高さや町内に診療所が多いことから、健康管理が容易にできる環境が整っていることが考えられます。対策としましては、町の保健センターによる成人健康相談や特定健診、がん検診の受診促進、保健師による健康教室の開催、フレイル予防として地域でのしゃきっと体操や栄養指導、社会参加の促進として、地域でのいきいきサロンなどの事業が功を奏しているのではないかと考えております。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 今後さらに重要になってくるのは、この健康寿命をいかに維持、延伸していくか、そして、行政の皆様と共に町民の皆様がどのように生活の中で健康づくりに関われる環境を整えていくか、これ非常に大切なポイントだと感じております。

そこで、次に、健康寿命の背景にもあります高齢化の進行と町内の介護に関する状況についてご確認させていただきたいと思います。

河合町は、これまで地域のつながりや健康づくりの取組の中で、町民の皆様が元気に暮らしてこられた町であると感じております。それが、長年の積み重ねが先ほどの健康寿命の高い高い数値としてはっきりと表れております。しかし一方で、全国的な流れと同様に、河合町におきましても高齢化は着実に進んでおり、介護を必要とされる方々の数も今後急激に増えていくことが現実的に考えられております。

そこで、お聞きいたします。

実際に河合町では、現在どれだけの人が介護を必要とされておられるでしょうか。例えば、具体的な状況を知るために、現在75歳以上の人口と、そのうち要支援、要介護認定を受けておられる方々は何人おられますでしょうか。また、その結果から、河合町の高齢化や介護の状況について、どのようなことが見てくるのかお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 75歳以上の現状の人口とそのうち要介護、要支援を受けている方、そういった分の質問なんですけれども、75歳以上の人口につきましては、令和8年1月末現在になるんですけれども、4,326人、そのうち75歳以上で要支援の認定者、こちら515人となっております。要介護認定者では726人、合計何らかの認定を持っている方というのは1,241人となっております。認定率につきましては、75歳以上人口で見ますと28.7%の方が何らかの認定を受けているという形になっております。そのうち、一般的に重いとされる要介護3以上なんですけれども、こちらにつきましては、これはちょっと65歳以上になるんですけれども、401人で、そのうち75歳以上が363人となっております。このデータから見ますと、高齢になればなるほど介護認定を受ける方が増えており、さらに支援が必要となる要介護度が高くなっている傾向にあるということが考えられます。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 健康寿命のほう、全国平均から非常に圧倒的に高い数字で来てはおるんですけれども、今、部長からございましたとおり、75歳以上の人口のうち、およそ3割の方が要支援、要介護認定を受けておられるという現状です。この数字に関しましては、町の高齢社会の現実を示す不安要素、1つは不安要素の指標であると感じております。

健康寿命が長い一方で、支援が必要となる期間も確実に存在しているという現実を、この数字を見ますと受け止めざるを得ない状況でございます。町としましては、元気な期間を延ばす取組と、また介護になった際の体制整備を両輪で考えてくことが重要だと考えております。この3割という数字は、行政にとってのまちづくりの計画の基礎となる大切な数字となると考えられます。町民の皆様にとっても、将来の生活や健康の大切さに備え、気づきのある機会となることと感じております。

そこで、住民の皆さんの不安に寄り添う面から、万が一実際に介護が始まった際の備えや意識についてお伺いいたします。

私自身、介護の相談を受ける中で、こんなに早く介護が必要になるとは思っていなかったと戸惑われる御家族の声をよく耳にすることがあります。誰もが元気に長く暮らしたいと願っておりますが、人生には思いがけない出来事が起こることがあります。だからこそ、健康で過ごすことを大切にしながらも、万が一のときに慌てないように、夫婦や家族で無理のない範囲で将来のことについて介護について話し合ったり、心構えを持っていくことが大切ではないかと感じております。

このような町民の方々の介護への備えや意識づくりについて、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 町としての考え方なんですけれども、今まで、元気な方だったのに、突然介護に必要になったらどうしようといった相談はよくあります。誰しもある程度年齢に取りますと、筋力が弱って、昔のような動きをできなくなってきました。いざというときに備えて、日頃から家族の間での話し合いが必要と感じております。また、町で実施しております介護のセミナーとか講演会など、そういったところに積極的に参加していただいて、今後に備えて準備していただく必要もあるのかなと感じております。

高齢になるにつれ、体力や筋力が衰えるのは、誰もが通る道であって、自分だけは特別だ、うちの家族に限ってはと思わず、日頃から情報収集をしていただき、老後をどこでどのように過ごしたらいいのか、在宅が難しくなった際には、どの施設がいいのかなと日頃からやはり、家族間の中で話し合っていていただく必要があるのかなと考えております。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 健康寿命という言葉は、数字としてよく語られますが、その数字の裏側には、ある日突然始まるかもしれない介護という現実が、裏づけとしてあるのではないかと感じております。そうしたことを地域全体で少しずつ共有していくとともに、行政としても分かりやすく情報を住民の皆様に発信していくことが大切ではないかと考えております。元気なうちから老後の暮らし方を考えることは、決して後ろ向きな話ではなく、むしろ、これからの人生をどのように過ごしていきたいのかを考える自分らしい生き方の準備でもあるか

と、私自身は様々なケースを見てきて感じておる次第であります。

次にお伺いしたいのは、在宅介護、つまり自宅での介護についての住民さんの抱える不安についてです。

多くの住民の皆様がなれ親しんだ河合町でできるだけ長く過ごしたいと望んでおられるのではないかと考えております。ただ一方で、元気なうちは在宅介護ではどのような支援が受けられるのか、またどのような流れで介護が始まるのかといった具体的なイメージがあまり、健康な方ほど持っていないのも現状であるかと考えております。

そこで、お聞きいたします。

河合町では、できる限り自宅で安心して暮らすという選択肢を町民の皆様が安心して考えられる環境になっているのでしょうか。また、介護が必要になった際の基本的な流れや相談体制、受けられる支援について、現在どのように町民の方々に案内されておられるのかお聞かせください。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 介護を受ける場合の基本的な流れとか、町民様への案内についてということでご質問いただいたんですけれども、介護サービスの相談については、地域包括支援センターで受けております。当然、役場の窓口でも受けているんですけれども、やはり高齢の方につきましては、地域包括支援センターで受けていただいている件数が多いです。令和7年8月より豆山の郷へ移転したことで、ボランティア団体とかなりつながりのある社会福祉協議会と一体的に情報交換や活動をすることができまして、介護サービスを利用する状態までいかない方に対しても、幅広い支援の提供を図れるようになりました。こういった体制が、自分で暮らすという選択肢を後押しすることができて、また安心して暮らせるという体制につながっております。

地域包括支援センターについては、社協だよりや地域の出前講座などを通じて、引き続き広報啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 多くの方ができれば住み慣れた自宅で暮らし続けたいと望んでおられる一方で、在宅介護がどのような支援を受けながら成り立つかについては、具体的なイメージ

がなかなかできていない方々も多いように感じます。まずは、介護保険の仕組みや基本的なルールについて、分かりやすく説明を受けることから制度のことを知り、それがまず第一歩になるかと考えております。

こうしたことから、関心を持っていただくために、制度を分かりやすく伝え、理解を広げていくことも行政の大切な役割の一つだと感じております。制度の存在を知るだけでなく、暮らしの中でどのような支援が受けられるのか、具体的にイメージし、理解していただくことが町民の介護生活の安心にも必ずつながっていくと感じております。

そこで次に、多くの方が抱える介護の不安の中の一つに、介護費用という問題がございます。多くの方が介護にはどのぐらい費用がかかるのかと漠然と不安を抱えておられる方々もたくさんおられるかと思えます。自宅で介護を受ける場合や施設に入所して介護を受ける場合など、条件によって違いは様々あるかと思えますが、町民の方々がある程度目安を持って理解できるような費用の説明を普段どのようにされているかお聞きしたいと思えます。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 介護費用の目安というご質問なんですけれども、在宅と施設に分かれておりまして、施設に関しては、一般的によく特別養護老人ホームというのがあるんですけれども、この自己負担の平均額は、多床室で約8万から12万。個室で12万から15万。こういった金額に差があるのは、介護度によって金額が異なっていると感じております。費用の内訳については、この中に含まれているのは主に介護サービス費で、居住費、食費、日常生活費です。そういった分が含まれております。在宅なんですけれども、なかなか介護度によって変わってきますので、これちょっと一概には出せないんですけれども、在宅や施設の費用につきましては、要介護度や利用するサービスの内容及び本人の負担割合、1割から3割とありますので、こういった部分によって変わってきます。こういったことから、単純に比較することは難しいと考えております。

費用につきましては、役場の窓口もしくは包括等で窓口用のパンフレットを置いておりますので、ご相談に来られましたら各サービスの種別の負担の目安を大体これぐらいかかりますよということでお示しさせていただいております。大事なのは、サービスを選択する上で金額はもちろん大切な材料になると感じておりますが、本人にとって一番大事なのは、必要な支援を受けることができるのかどうかというところが大事と考えております。高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターや医療関係者、

介護サービス事業者と協力しながら、高齢になっても自分らしく生きることができる環境づくりにこれからも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 今、部長がおっしゃられたとおり、それぞれ介護を受ける方々のニーズ、要望、思い、家族の思い、いろいろとありますので、それに沿ったやはり介護設計の下に係る費用というのをある程度想定していくことも大事なかなと思いますので、またその辺の啓発もよろしくお願いしたいと思います。

そしてまた、こうした備えと同時にもう一つ大切になるのが、地域とのつながり、見守りの存在だと私は感じております。自宅で暮らし続けていくということは、医療や介護の制度だけでとても支えられるものではなく、日々の住民さん同士の挨拶、そして声かけ、地域の中で顔が見える関係があってからこそ、安心して地域で介護を受けられる環境になっていくと私自身は認識しております。

近年、全国では誰にも気づかれないまま亡くなられておられるいわゆる孤立死が社会的な課題となっております。どのまちでも起こり得る本当にもう、河合町にとっても現実的な問題となっております。だからこそ、最期まで安心して暮らせる町を考えると、制度だけではなくほかの地域で、地域全体でさりげなく見守りができるような関係づくりも大切な一つの要素となってまいります。

そこで、お伺いいたします。

河合町では、こうした孤立の問題について、現在どのような状況にあるのか、また、孤立を未然に防ぐための取組をどのように進めておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長（浦 達三） 議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 孤立死の事例、取組ということでご質問いただいております。

独居高齢者の孤立死の事例については、全てが役場に連絡が入るわけではないので、こちらとしては把握できていない部分も結構あります。こういった形で発覚するのかといいますと、やはりご近所の方であったりとか、あとは新聞配達の方、もしくは配食弁当をされている方、そういった配達業者からの通報で発覚する事例が多いです。例えば、毎朝開けていた雨戸が数日間閉じたままであるとか、生活感が感じられないとか、洗濯物が数日干しっ放し

であるとか、昼夜問わず電気が赤々となっている。先ほど説明された配達させてもらった配達された弁当が食べられていない、郵便ポストがあふれかえっているなど、何らかの異変を近所の方が気づいて発覚する事例が多いです。

先日もこういった事例はあったんですけれども、その後、連絡を受けた警察や行政が現場へ臨場するんですけれども、一番困るのは、果たして本人がその中で倒れているのか、もしくは旅行とか入院されているのか、そういったところが非常に分からないと、そうなるくと、なかなか家の中に入れないというところがございます。例えば異臭がするとか、また窓から目視で倒れている方がいらっしゃるとか、そういうのがありましたら即対応させていただきますんですけれども、ほかにこれといった異変がない場合については、なかなか対応は非常に困難であるという事例が、ここ最近本当に続いております。近所の方にご自分の家族の連絡先などを教えていただいていると、万が一の対応はそちらへ連絡することで対応が早く済むんですけれども、これは孤立死だけでなく、救急車で緊急に搬送された際にも、すぐにご家族に連絡できる有効な手段になるわけです。なるべく近所の方とそういった付き合いをしていただけたらありがたいなと思っております。

現状はどうしているかといいますと、地区の民生委員さんを通じて本人の了解の下、家族の連絡先を把握するような対応をしております。しかし、年々高齢者の数が増えておりますので、民生委員さんだけではなかなか対応し切れていないのが現状でございます。それとは別に、役場でやっております配食サービスであったり緊急通報装置の設置、まごころ収集などといった事業を通じて、安否確認のツールはあるんですけれども、やはり最後はやっぱり同じ地域に住むご近所さんの力が必要と考えております。孤立を未然に防ぐためには、近所との関わりが非常に重要であると考えております。地域のサロン活動を通じて、親しい友人をつくることで、孤立死を防ぐこともできます。サロンに参加する日に連絡なしで来なかったことで、異変を察知した事例もございました。高齢者になっても生き生きと地域で暮らしていけるよう、社会参加できる環境を行政だけでなく地域と一緒につくっていかれたらと思っております。そしてまた、ぜひ積極的に参加していただけたらと考えております。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 健康寿命が非常に全国的に見ても圧倒的に高いレベルの河合町におきましても、残念ながらちょっと孤立死という問題が、河合町におきましても出てきておるとい

う現状ということで、今、部長からお伺いしたんですけれども、やはり、背景には地域でのつながりの希薄化ということが一番大きく上げられると思います。ただ一方で、多くの事例では、最初に異変に気づくのは近隣住民さんの方々であることも現状であるかと思います。制度による支援はもちろん大切なのですが、これからは今まで以上に顔の見える関係をしっかりと地域でつないでいくということが、安心して暮らせるまちの最も基盤になってくると考えられます。

このように、孤立の視点から独り暮らしの高齢者などの実態把握と支援体制についても、ちょっとお伺いしたいと思います。先ほど、ちょっと部長のご返答の繰り返しになる可能性もあるんですけれども、河合町では独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯について、どのように状況を把握し、緊急時の連絡先の確認などを行っておられますか。また、この辺もいわゆる災害支援のところとかなりつながってくるところではあるんですけれども、いざというときに親族などへの確実に連絡が届く仕組みについては整っているでしょうか。さらに、地域での見守りについて、行政と地域それぞれの役割やいわゆる公助・共助・自助をどのように考えておられるのか、今後の方向性も含めてご回答いただきたいと思います。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） ちょっと先ほどと同じような回答にはなるんですけれども、どのように実態把握をしているかといいますと、先ほど地域の民生委員さんをお願いさせていただきまして、緊急時の連絡先のほうを確認していただいているというのが、一番今進めているところでございます。それ以外に、危機管理課と一緒に要支援者台帳というのを作っておりますので、これ、介護認定を受けている方とか、また障害のお持ちの方、その方を今現在中心として要支援者台帳を作っております。今後、独り暮らしの部分につきましては、また危機管理課とも話をしながら、そういったところも情報を得ていく必要があるかと考えております。

最後の公助・共助・自助の位置づけというところなんですけれども、地域包括ケアシステムにおいて、自助・互助・共助・公助の4つの概念がありまして、自助は本人、互助は地域、共助は介護保険などの社会保険制度、公助は社会保険制度以外の福祉制度のことを指しております。それぞれの力を活用することで、支援の受け手、支え手という垣根を超えて、地域の課題を他人事でなく我が事として捉え、様々な分野の枠を超えて支え合う体制、地域共生社会を構築することが可能となります。そのため、先ほどの4つの力、こういった力を活用

させていただいて、高齢者の方が主体的に社会生活の維持、継続、発展できるように支援していきたいと考えております。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 住民のつながり、そして孤立の問題を、当然行政だけが抱える問題ではなく、地域住民の皆さんとどのように役割分担をしながら、一緒につなぎ合わせながら進めていくかというところが、大きなテーマになってくる問題だと考えております。河合町は、これまで地域のつながりや支え合いの中で、多くの方が元気に暮らしてこられた町だと考えております。しかし一方で、河合町でも高齢化は着実に進んでおります。これから介護や見守りが必要となる方が急激に増えていくことも、数字として現実に見えてきております。だからこそ、これから先、町としてどのようにこの問題を計画化し備えていくことか、それが一番大切になってくると考えております。

そこで、伺います。

河合町としてこの高齢化が進む中、また孤立化が進む中、最期まで安心して暮らせる町をどのようにつくっていかうとしているのか、その考えや町の計画に基づいて、非常にこの計画性に関しては行政の責任が非常に重たい部分やと思いますので、どのようにこれらの課題について進めていくか、考えておられるかお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 最期まで安心して暮らせる町を実現するために、本町の戦略と目標、計画というようなご質問なんですけれども、現在の介護保険事業計画において、在宅生活を継続するための支援、社会参加の促進、認知症施策の推進の3つが現在本町における課題として掲げておりまして、それらの課題を解消するために、5つの基本目標を掲げているところでございます。それにつきましては、それぞれ地域包括ケアシステムの深化、推進、自立を支える支援の充実、生きがいきりや社会参加の促進、高齢者が安全で安心して暮らせるまちづくり、介護保険事業サービスの充実となっております。また、それ以外に自立支援、重度化防止に向けた取組、目標があり、河合町で行っておりますしゃきつと教室、これを参加人数の増加を目標に掲げております。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） これまでお聞きしてきた健康づくり、そして介護支援、地域の見守り活動は、それぞれ別の政策のようではありますが、実際には密接に関わるテーマだと感じております。町としてどのような目標を掲げ、どのような方向に進もうとしているかを、町民の方々としっかりと共有することが今後ますます行政の責任として重要になってくると考えております。そして、その先にある大きなテーマといたしまして、人生の最終段階をどのように迎えていくかという問題でございます。

そこで、在宅での看取りについてお伺いいたします。

私自身、福祉医療の現場で多くのご本人様やご家族の方といろいろ看取りに関して現場に立ち会う中で、これはもう決して特別な話ではなく、どの家庭にも起こり得る切実な現実的な問題だと感じております。また、もっと早くいろんな看取りの情報を知っていれば、もっと最後の看取りをうまくできたのではないかなというようにお声もたくさん聞くこともございます。一方で、住み慣れた自宅で最期の時間を過ごしたいと望まれる方々も少なくはありません。

そこで、お伺いいたします。

河合町では、自宅で最期まで過ごすという選択肢について、相談体制の周知、医療機関、訪問看護との連携など、在宅で看取りを支える体制をどのように整えておられるでしょうか。また、町民が安心して人生の最期を自宅で過ごすという選択をかなえられるような環境になっているのか、河合町の現状と今後の方向性についてお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長（浦 達三） はい。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） もしものときの備えとして、町の現状と今後の方向性についてということで、ご質問いただきました。自分らしく人生の最終章を迎えたいと希望される、誰もが思うことです。最近では、もしものときのために、人生会議、ACPと呼んでいるんですけども、アドバンスケアプランニングと称して、自らが望む最終段階の医療ケアについて、前もって事前に考え、繰り返し信頼できる方と話し合い、大切な人と共有する取組を各家庭でも実施していただけるように啓発のほうをしております。

これにつきましては、令和6年度から取り組んでおりまして、今年1月に自分らしく生きるための人生会議と称して、住民講座のほうを開催させていただきました。約30名の方が参加されまして、誰もが避けて通れない人生の最期について、家族で話し合うことの大切さ、

本人の意思が尊重され、代理意思決定者の負担も軽減するACPの重要性が分かったと、アンケートの結果好評でした。

看取りの体制については、ご質問ありましたが、まず西和圏域内では入退院の調整ルールづくりの体制がしっかりできておりまして、約90%近くまで医療と介護の情報連携がしっかりできております。入院先から地域に戻った際にも、しっかり介護サービスが受けられるよう、医療機関から情報が入り、相談支援事業者や介護サービスとの連携体制がしっかり整えられております。また、本町の特性としまして、診療所が多いことから、往診していただけるお医者さんも多くて、あとは訪問看護と協力しながら安心して在宅治療ができる体制も整っております。

今後の方向性についてなんですけれども、現在、在宅医療介護連携推進事業を地域包括支援センターが中心となって進めておりまして、医療と介護の両方を必要とする状態の方が人生の最期を地域で過ごせるよう、医療介護のサービスを切れ目なく提供できる体制づくりを構築しております。具体的には、ICTを活用した医療職と介護職の情報共有や西和医療センターを中心とした西和メディケアフォーラムで入退院調整のルール化を図っております。また、アドバンスケアプランニングに関する住民向けの研修やエンディングノートの配布を行うなど、いざというときに備え、あらかじめどのような最期を迎えたいのかなど話し合える環境づくりに努めております。こういったことを引き続き、広報啓発に努めさせていただきまして、住民さんにしっかり伝えていきたいと考えております。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 今、部長からありましたとおり、医療と介護の連携体制がしっかり進められているということは、町民の皆様にとりまして大きな安心につながると感じました。私も、本当にがん末期とかのご患者さんの本当に祈るような希望を行政の方、そして医療スタッフ、福祉スタッフが力を合わせて一丸となりながら、その方の最期を見送っていくというような熱い思いに非常に心を打たれた経験もありますので、河合町に本当に自信をもって誇れる最期の看取り、そして医療体制、介護体制、この辺の仕組みを本当に万全に整っていると私も痛感しております。それを逆に、住民の皆様とにかく伝えていくかが今後の課題かなと、なかなか難しい、いざその場にならないと、なかなかそこにその情報を知りたいとか、その情報に近づくということがなかなか難しいんですが、日頃から河合町の職員さんをはじ

め、医療、そして訪問看護、そして病院の先生方、本当に熱心に患者さんに寄り添いながら、熱い思いで活動されておりますので、その思いをできるだけ多くの住民さんに伝えていただくことが、今後行政だけではなく、我々議員の仕事でもあるかなと考えておりますので、できましたら力を入れていただきますようによろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日は健康寿命、そして介護の現状、地域のつながり、在宅介護、そして費用面、そして看取りについていろいろ一つ一つ確認させていただきました。そして、これらは全て行政だけでは解決できる問題では到底ございません。また、住民さん皆さんに負担を負わせるような課題ではありません。これは、いわゆる防災、子育て、介護全てに通じる地域の課題というような問題と共通するところではあるんですが、その上で、原則としては、まず行政が制度や相談体制などを、安心して暮らせる環境の整備をまず行政が図りつつ、地域の見守り、声かけ、そして住民の皆様の一人一人の自助的な備えが重なることで、最期まで河合町が安心して暮らせる町になるかなと考えております。

そこで、最後の質問といたしまして、河合町として行政、地域、住民それぞれの役割をどのように考えておられるか、また、今後どのように進めていこうとしているか、再度お聞きしたいと思います。

○福祉部長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浦福祉部長。

○福祉部長（浦 達三） 安心して暮らせる町ということでご質問いただきました。福祉の観点から、ちょっと答えさせていただきたいと思うんですけれども、福祉の中で安心して暮らせる町とは、高齢者や障害のある方のみならず、子育て世代を含め、全ての住民が住み慣れた地域で継続して生活できる環境が確保されている状態であると認識しております。その実現に向けて、本町では地域包括ケアの推進を柱として、医療、介護、介護予防、生活支援の連携強化のほうを図っております。具体的には、地域包括支援センターを中心に、関係機関との情報共有を図り、個別支援と地域課題の把握に努めております。また、地域住民との協働の観点からは、自治会、民生児童委員、社会福祉協議会と連携し、見守り活動や通いの場、サロンの充実に努めております。特に、河合町では高齢化が高い傾向にありますので、高齢者の皆様が長年培ってこられた経験や知識を地域活動に生かしていただくとともに、若い世代や子育て世代が無理なく参加できる仕組みを整え、役割の循環を生み出せたらと考えております。

最後になるんですけれども、行政の役割としては、全て行政が担うのではなくて、やはり

地域の主体的な活動を後押しする伴走型支援へと転換する必要があるのかなと考えております。今後につきましては、地域課題の把握に努め、地域で必要とされる担い手の育成などを通じて、住民主体の活動を支援する仕組みづくりを関係機関と連携して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 今、部長のおっしゃった行政の伴走、しっかりと住民さんを真ん中に置きながら、行政が伴走していくという姿勢が、これからの時代、とても大事になると思います。そしてまた、行政の情報発信、これをしっかりちょっといろんな場面できめ細かくしていただくことで、町内の安心して最期まで過ごせる、特に見取りの支援とかも、非常に専門職の皆さんも本当に心を砕きながらやっておられますので、その辺の熱い思いもしっかりと住民の皆様に伝えながら、本当に最期まで安心して暮らせる町であるというところを本当に高らかに宣言してもらいたいような形で進めていただければと思います。

また、私自身も町民の一人として、このような活動を行政の皆様、そして医療従事者、介護従事者が一丸となってされているということを本当に胸に置きながら、私も一住民としてしっかりとこの問題には取り組んでいきたいと、責任を持って取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私の質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（疋田俊文） これにて杵本貴司議員の質問を終結いたします。

◇ 坂 本 博 道

○議長（疋田俊文） 9番目に、坂本博道議員、登壇の上、質問願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本博道議員。

（6番 坂本博道 登壇）

○6番（坂本博道） 議席番号6番、坂本博道です。質問通告書に基づき、大きく3点について質問します。

1、文化政策について。

少子高齢化、貧困と格差などの困難が増大している地域社会で、住民が相互に関わり共感し、生きる喜びを見だし、創造性を発揮しつつ社会に参加する上で、文化活動は重要です。それを支援する文化政策、行政の役割は重要です。今、文化会館・まほろばホールの存続が求められる中で、改めて河合町の文化政策の確立、また生きた実践が必要ではないでしょうか。「劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である」（劇場、音楽堂等の活性化に関する法律）、この視点を踏まえて、以下質問します。

（１）現在、河合町の文化政策はどうなっていますか。

（２）文化施設の運営、修繕等に係る文化庁等の補助金、交付金などはどうなっていますか。また、その要件はどうでしょうか。

（３）町内の様々な伝統文化の担い手、住民の中の力も集め、また他の演劇団体・音楽家団体などの連携も踏まえ、改めて「文化政策」を確立し、その中で文化会館・まほろばホールの役割を生かす方向を創れないでしょうか。

2番、学校再編の取組について。

学校再編検討委員会の議論が開始されています。その進捗状況と今後の方向性について確認をさせていただきたいと思います。また、検討委員会で検討中を前提にしながら、教育委員会としては現在の第1小中学校区と第2小中学校区をそれぞれまとめ、小中一貫教育を視野に入れ、2校体制を軸に検討を進めていきたいと決定していることを踏まえて、以下質問します。

（１）「検討委員会」の役割は「学校適正化計画を河合町教育委員会に提言する」となっていますが、「学校適正化」とはどういう意味ですか。「提言」はいつまでに求め、その後、町としての方針決定はどう進める予定ですか。その間に、住民の意見を聞く機会を持つ予定でしょうか。

（２）現在の義務教育「6・3」制の課題をどう評価していますか、現場の先生方の意見はどうですか。

（３）その上で、小中一貫教育を導入する理由は何でしょうか。教育内容の評価として、小中一貫教育の効果は実証されているのでしょうか。現場の先生方の意見はどうでしょうか。

（４）現在の教育委員会の方針では、小中学校の統廃合を伴わない再編方針と理解してよ

いでしょうか。また、小中一貫教育を導入せずに、施設の再編は可能ですか。

(5) 実際に再編の開始、完了の時期はどのように想定していますか。それまでの、現施設の必要な整備はどうする予定ですか。

3、継続課題について。

(1) 佐味田地区の農地法の許可なき農地造成について。

①昨年9月定例会以後の許可手続の状況はどうですか。県として、新たに指導等、また町として農業委員会許可の取消しなどはどうなっていますか。

②現在の事態は、農地法違反の造成行為と言わざるを得ませんが、どうでしょうか。

(2) 森川町長の固定資産税、公有地占有問題について。

①森川町長の公有地（国・町）の占有問題での処分、行政処分はどうなっていますか。

②住民、議会への説明はどうなりますか。

再質問は自席にて行います。なお、再質問は3番目の継続課題から行いますので、よろしくお願いいたします。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 私のほうから、1つ目、文化政策についてお答えさせていただきます。

現在の河合町の文化政策についてですが、中央公民館や西大和公民館、文化ホール等で活動されていた団体等が、令和7年4月にリニューアルした町立公民館で様々な活動を実施していただいているところでございます。文化協会の活動はもちろんのことですが、ギターの演奏、ミュージカルの練習、歌の合唱や大正琴、伝統文化親子教室のことなど、多くの方々に文化芸術に携わっていただいているところでございます。

文化施設の運営、修繕等に係る文化庁等の補助金、交付金また地方債等についての対象となるものはございません。

活動団体の取組につきましては、町の活性化につながるものだと考えております。令和7年度においては、文化協会が様々な体験教室を開催し、多くの方々に文化芸術を知っていただくことができました。引き続き、文化協会と連携しながら、多くの方々と共に文化芸術の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目、学校再編の取組についてお答えさせていただきます。

学校の適正化については、少子化などの環境変化に併せ、子供たちに最適な学習環境を確

保するために、学校の規模や配置を見直す取組でございます。ホームページにも掲載しております河合町学校再編検討委員会要綱の中にもありますように、学校運営及び教育計画や地域の拠点機能に関することでございます。提言につきましては、児童生徒の保護者アンケートの結果や検討委員会の中でPTAの代表、各校区の校長先生、大学教授などに提言をいただく予定をしております。

方針の決定については、検討委員会でその提言をまとめ、提言書を作成し、教育委員会へ提出してもらいます。

6・3制の課題といたしましては、小中間の壁により、環境の変化になじめず、不登校などにつながる中1ギャップの発生や、9年間の指導要領の一貫性が保ちにくく、小学生の学習が中学校でうまく引き継がれない小中連携不足、中学校進学時の環境の変化が心理的負担を与える心理的・環境的な急激な変化がございます。

現場の先生方の意見といたしましては、代表で検討委員会にも各校区代表の校長先生が委員として参加しており、先生の意見といたしましては、先ほどの課題にもありましたが、小中連携不足が原因であるというご意見をいただいております。

次に、小中一貫教育を導入する理由といたしましては、中1ギャップの緩和・解消として、小学校・中学校の環境差がなくなるため勉強や生活のつまづきが減ることや、9年間の系統的な教育として、中学校を見据えた早期の教育や、小中の学習内容の円滑な接続が可能になります。ほかにも、教科担任制の早期導入として、高学年5・6年生から専門教師による指導が受けられること、異学年交流の活性化として低・中・高学年が共創し、リーダー性の育成や人間関係の幅が広がります。

また、施設の効率化といたしまして、養護教諭や事務職員の配置の工夫など、学校経営の最適化などが導入する理由となります。

効果の実証につきましては、文部科学省等の調査にもありますが、学習・学力面で学習意欲、授業の理解度の向上や、小学校で定着し切れなかった内容を中学校で捉えるなど効果があり、生活面や学校生活への順応としては、中1ギャップの変化を感じにくくなること、日頃から幅広い年齢層で交流ができること、上級生や下級生の手本になろうとする意識の高まり等、効果があります。

また、特別支援教育においても、9年間同じ先生で子供も保護者も安心ができることや、長期間で成長が確認できて、より効果的な支援を生み出せることなど、効果が実証されております。

一貫校を導入せずに施設の再編というご質問についてですが、小中一貫教育を導入せずにも施設の再編は可能でございます。

最後に、再編の開始、完了の時期についてですが、長寿命化計画も踏まえて、喫緊に迫っているハード面の課題として、河合第1中学校の改築となりますので、まずは、第1小中学校区の再編方針を決めていかなければならないと考えております。

また、第2小中学校区につきましても、並行してハード面の改修を進めながら再編の方向性を示す必要があると考えております。

今後は、検討委員会からの提言を受けて総合教育会議に諮り、その後、推進委員会へと切り替え、それぞれの課題に向けて検討し、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 私より、3点目の継続課題についての（1）佐味田地区の農地造成に関する2点のご質問のうち、まず、1点目の許可手続の状況及び農業委員会許可の取消しについて回答いたします。

農地法第4条または第5条に基づく一時転用許可の状況につきましては、現時点におきましては、許可の可否の判断に向け、審議を継続的に行っている状況でございます。

また、農地法第3条、許可の取消しにつきましては、現状においては行っておりません。

まずは、無断転用違反として、奈良県が主体となり、農地法第4条または第5条許可申請に係る是正指導等を引き続き行ってまいります。

次に、2点目、農地法違反の造成行為であるとの見解についてでございますが、これまで行為者の対応において違法となる可能性があったことから、奈良県が主体となり、町とともに対応をしておりますが、現状は、あくまで農地造成に向けた協議を継続しているものでございます。

私より以上となります。

○総務部長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 同じく、継続課題の部分の公有地占有問題について、私からお答えいたします。

この問題に関しましては、財務省の方針が固まり次第、同等の対応を町として行うものと

させていただいておりましたが、財務省のほうから、国有地占有に係る具体的措置が示されて、不法占拠財産取扱要領に基づく請求が行われました。

これを受けまして、本町といたしましても、町有地の部分につきましては、財務省の算定方法に準じ、同様の請求を行ったところでございます。

本件事案につきましては、土地使用に関する合意が交わされないまま、公有地が占有されていたことが問題でございまして、本町といたしましては、大字穴闇135番1、この全体の措置が済み次第、町有地の管理者として説明を行いたいと考えております。

なお、個人的な内容につきましては、必要に応じて別途報告されるものと認識しておるところでございます。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 学校再編答弁でちょっと、提言はいつまでに求めているかということについてちょっと答弁なかったように思うんですが、どうでしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 申し訳ございません。

提言につきましては、今年度末ということで、3月中にはいただく予定をしております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 分かりました。

議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、再質問させていただきます。

先ほど言いましたように、3番目の継続課題のほうから行かせてもらいます。

この件については、先ほど、違法性かどうかということについてのときに、行為者の対応というのが、これが違法性があるからこそ、県としても指導等行っているという認識ではあるというふうに受け止めております。

ただし、実態としては、全然止まることなく進行しているように思います。そういう点では、今進めているこの行為を、やっぱりストップさせるというためにどうする、何ができるのかということが非常に大事ではないかなと思っております。

そういうことでいえば、違法性を自覚するようなやり方を強め、自らやめていく、そういうようなプロセスは今必要ではないかと思っております。

そういう点で、改めてですが、現在進行している言わば農地法に基づかない行為を止める権限、または、その法を守る責任主体は県にはあると思いますが、ちょっとそのことについてもう一度確認したいと思いますが、どうでしょうか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 現在、進められている農地造成の権限でありますとか責任、議員お述べのとおり、それにつきましては県に全て属しているという解釈をしております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その上ですが、やはりこのために町として何かできることはないのかということもこの間言ってきましたが、そういう点では、これをストップさせる、または、その事業者にそのことを、言わば適正でないことを言ってやめるような方向へ持っていけるような方策というのは、何か考えられているでしょうか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 農地法上、それぞれ農業委員会と奈良県の果たすべきところとは定められております。その中で、町としては、現場の確認は当然ですけれども、是正の指導票の交付、また、県への情報の提供といったところに今は努めているところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただ、確かに、それで実態としては、それをなかなか止めるということになっていないということになっております。

そういう点では、本人自らやめるという方向になるようにするためにも含めてですが、そういう点では、町長の施政方針もありましたけれども、やっぱり改めて農業を守るという観点と、それから、住民の環境を守るという、こういう観点から、町としてこの違法な造成行為を止めるために必要な、言わば法律に基づく規制、または手だてをやることによって、そ

れを積み重ねていく必要があるのではないかと思います。

その関係ですが、もう一件、1つ確認しますが、当該の佐味田地区のこのエリアというのは、施政方針にあった農業振興ゾーンに該当しているという理解でよろしいでしょうか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 農業振興ゾーンではないというところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただし、そういうんやったら、農地として現在もあって、言わば全体の、町の農地としての育成とか含めた農業育成の対象エリアにはやっぱり入っているという認識でよろしいですか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 今現状、農地造成は進められておりますが、その以前につきましても、農地を耕作されていた実績がございますので、当然そういった観点の下、対応しているところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本博道議員。

○6番（坂本博道） そうであるならば、やはり農業委員会の権限として、農業を継続する意思のない行為者となれば、やはり既に許可した3条申請、これについては取下げざるを得ない、また、今後の4条申請も認めないというふうな意思表示をすることも一つの方法ではないかと思いますが、それについてはどうでしょうか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 坂本議員より、以前につきましても、3条許可の取消しについてはしたらどうだというお話いただいております。

ただ、今現状は、あくまでも農地造成というところで、行為者、また奈良県が主体となつて是正計画の協議が継続されているというところでございますので、本町といたしましては、その3条無許可の部分、また3条許可なされている部分、全て併せて奈良県が今主体となつて対応しているという認識でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） しかし、もう一つは、地域住民の心配である、やっぱり環境と安全を守るという観点での規制及び対処、これができないかなと思います。

その一つとして、奈良県では全県地域を対象として、昨年5月から盛土規制法が施行され、一定の規模以上の土地の形質変更、いわゆる盛土とか切土については、個人の土地であろうが、農地であろうが、奈良県への提出、届出許可が必要となっております。

現在、進行している行為は、明らかに3,000平米を超える盛土行為であり、県への届出及び許可が必要だと思いますが、そういうことがなされているという認識はありますか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 盛土規制法については認識しております。

ただ、本件は、繰り返しになりますが、農地造成を目的としておりまして、また、許可権者については県に属しております。

本町といたしましても、農地利用の実態確認や防災上の観点、また、議員お述べの環境の点などにも細心の注意を払いながら、必要な情報収集を行って、関係機関と連携してまいりたいと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただし、その点につきますと、やはりだから農地違法に対する、言わば許可及びそのことを切り離してでも、目の前で起こっている造成行為、これが本当に許可されているものかということで、造成規制法に基づいて、例えば、立入り検査を県に求めて、一緒になってこのことを、それ自身が違法行為ではないかというようなことをチェックをする、そういうことはできるんじゃないでしょうか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 本町が聞いている話によりますと、今、農地造成を主管する農政部局において対応しているといったところでございまして、そういった盛土の規制等関わる、開発担当部局とも情報の連携は行っているものの、現在は、農政部局のほうで対応しておるといふふうに聞き及んでおります。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ですから、農地法以外のことでも、これは法的問題がある行為だということを認識してもらうということ自身も必要かと思っています。

当然、造成規制法の関係でいえば、当然、トンブロック等は擁壁としては一切認められていないので、それは当然、やっぱりこれも違反になるというふうなことを、昨日、県のほうの担当者にも聞いたときにもそういうことを言っておられました。

だから、そういうことを含めて、この地域で起こっている造成行為を、これが届出を受けていないものではないかという上で、適正に調査してくれということを、例えば県に求めてやるというふうなことは、やっぱりできるんじゃないでしょうか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） まさにそのとおりで、今現状起こっているのは、河合町佐味田地区の中での事案でございます。

当然、本町といたしましては、できることにしましては、奈良県の対応、情報の共有だけではなくて、そういった措置等についても、今後求めていく必要はあるというふうに考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） もう一点、同じような形で、法的な問題として詰めていくというか、検証する必要があるのかという点でいうと、やはり現在、盛土で使われている材料ですね。これは何なのかということも含めて、要するに、土地の汚染とか含めたことにつながらないかという不安があります。

そういう点でいったら、例えば今、盛土もしくは埋立てに使っているものは何なのかという点については、一定明確になっておりますか。

○生活環境部次長（森川泰典） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川生活環境部次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 私のほうから、今、坂本議員から質問いただきました佐味田農地造成における材料についてお答えさせていただきたいと思います。

今回使われておりますのは、再生したコンガラ等々と聞いておりますので、最終的に産業

廃棄物かどうかの判断につきましては、県が窓口になりますので、町としてお答えすることを控えさせてもらいたいと思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かに、産業廃棄物なども入っているのではないかというのは当然周辺の懸念であるし、今後もそれがあつるんじゃないかというのが懸念されます。

しかし、先ほどあつた再生土であるということは、確かに説明受けていたりしていると思います。そういうふうに分つたら、ただし、再生土であつたとしても、例えばこの再生土に対しても一定の基準があるというふうに分理解しております。

県のほうもこの再生土に対して、例えば良質土と改良土みたいな区別をしておつたり、それから、特に千葉県などはこの再生土条例というのをつくつて、埋立てに使われている再生土が環境汚染の原因にならないかと、特に六価クロムの関係で基準をつくつていふような状況です。

そういう点でいふば、再生土と言つたとしても、本当にそれが適切なものなのかということとは、これはやっぱり農地法とは別なものとして、例えばこれも調査させるとか、立入りして調査するとか、そういうことはできるんじゃないでしょうか。

○生活環境部次長（森川泰典） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川生活環境部次長。

○生活環境部次長（森川泰典） すみません、先ほども説明させていただきましたが、産業廃棄物等の管轄につきましては、県が全て窓口になっておりますので、当然、町として立入り調査を含めてできるかどうかについては、お答えを控えさせてもらいたいと思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ですから、当然そういうふうに分すれば、例えば県と連携して、言わば土壌法、土壌汚染法に関わる疑惑ということも含めて、何を埋めているんやということの観点から、農地法とは別にして、例えばそういうチェックをする。そういうことというのも一つのやれる方法になるんじゃないかということをつていふんですが、どうですか。

○議長（疋田俊文） 森川生活環境部次長。

○生活環境部次長（森川泰典） そういう、今いただきました意見につきましては、今後、県の窓口のほうにも相談させてもらふということで、対応させてもらいたいと思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、この件については、特にやっぱり水質の検査という点では継続してやる必要があると思いますが、これまで以前、やったというのは聞いておりますけれども、実際、実績としてはどこで何回やったのか。

今後とも、やはりこの検査については継続していく必要があると思いますが、それについてはどうでしょうか。

○生活環境部次長（森川泰典） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川生活環境部次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 水質検査についてご質問いただきました。

水質検査につきましては、これまで一度させていただいております。昨年、一昨年の3月19日に細池及び細池からの流れる水路の2か所について水質検査を実施させていただいております。なお、結果として、特に問題がないことを聞いております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ですから、今後ともこの部分については検査するということを何回か、また場所も変えてということは必要だと思いますが、どう思いますか。

○生活環境部次長（森川泰典） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川生活環境部次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 当然、佐味田自治会さんともいろいろ話をさせていただいております。その中で、昨年度、一度水質検査させていただきました。地元のほうからは、もう一度していただきたいというふうには要望いただいております。

なお、今回水質検査する場所についても、地元ともう一度協議した中で、令和8年度において実施する予定で計画しております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この件については、ちょっと最後にしたいと思うんですが、ただ、やはりこれ、やっぱり止めるということを、必要な原状回復をさせる、その上で、適正に事業者というか、これ個人だと言われてはいますが、本当に農地造成をしたいのであれば手続をやってもらおうと。その状態にやっぱり持っていくんだということではないといかんと思

う点でいえば、法治国家ですから、それに対して、おかしいことをやっているんだということを、やっぱり明らかに何とかしていくという、そういうことが要るんじゃないかなと思います。

そういう点でいったら、ちょっとこれ、実は県とのやっぱり関係が大きいと思うんです。特に、先ほど言いましたように、県は、これ、農地造成中だからまだ違反とは言えないと言っても、そもそも許可をしていない農地造成をしていることを、そんなん認めることになるんかということになります。

ですから、そここのところを言おうと思ったら、やっぱりはっきりさせることが当然必要ですから、そういう点では、ちょっと、県との関係あるんですが、取りあえず、例えばこの進め方にも関わるんですが、副町長、ちょっとこの件とかどう進めたら大丈夫ということで、そういう点での助言というか方向性を、一定、指導性として、ぜひ發揮してほしいと思うんですが、どうですか、そういうことに、この件については。

○副町長（佐藤壮浩） 議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 本件につきましては、再三、部長が答弁しておりますとおり、県の所管業務にはなりますけれども、河合町で発生している事案ということも重く受け止める必要があるのかなとは思っております。

そういった点から、県との情報共有、連絡調整というのは、今まで以上に密にして取り組んでいく必要はあるのかなと思っております。

県が得た情報は、すぐに河合町に共有していただけるよう、またお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） とにかく、さきの法治国家ですから、それに基づいてやれていないというと、それは行政としては、言わば放置しているといったみたいなことが、やっぱりこれ、全体としては本当によくないと思います。

ですから、そういう点では、それを浮き彫りにするようなこともやっぱりやりながら、やっぱり自らやめてもらう方向にどう持っていくかということが必要ですから、ぜひ先ほど言ったようなことも、本当にやりながらやってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

します。

それでは、3番目の2番について伺います。

この件については、森川町長の固定資産税や公有地占有問題として、一昨年9月議会で提起して以来、経過をしております。

そういう点では、先ほどありましたが、固定資産については、9月議会のときにも、ここまで来たという報告は受けました。しかし、占有問題について残っているということですが、先ほど一応、国からの、財務省のほうから処分として出て、それについては請求したということですが、町としても同じように請求したということですが、これについては前回も報告があったり、途中でも公表されている監査報告などでも、どういう形で進めるかということが分かります。

ただ、不法占拠財産取扱要領に基づいて、この件については、不当利得返還請求という形で処分をするということになります。

先ほど、そういう内容としては言うてませんでしたけれども、改めて、ですから、どういうふうな処分として行ったかということ、内容について説明してもらえませんか。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 今回の河合町、もしくは、河合町と財務省の部分につきましては、不法占拠財産取扱要領によって措置を決めさせていただいております。

まず、不法行為による損害賠償の請求権に関しましては、財産取扱要領によりますと、消滅時効としては20年という形にはなっております。

しかし、今回の事案に関しては、占有を確認してから3年以上が経過しているということもありまして、不法利得返還請求による不法利得の請求が行われるという形になっております。

今回、その不法利得返還請求に基づき請求を財務省及び町のほうでも同じくさせていただいたところでございます。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今ちょっと説明がありましたが、これも一応どういう方向が出ているのかというのは、去年4月のときに、この監査報告を公表されて、もう受けてという形になっ

ておりましたけれども、そういう点、そのときに、一応対象期間としては、本来は占有していた期間、一応50年いけるけれども、しかし、民法の規定に基づいて20年だと。

さらに、しかし、これについては、民法上の145条の時効も成立するということで、最終的には10年になるかもしれないというふうな表現がありましたが、実際には、最終決定としては、結局何年分請求したことになるんですか。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 今回の部分に関しましては、占有期間、占有面積という部分を財務省、町、もう一つ、その占有者により確認をさせていただいております。

その占有者より、消滅時効援用の通知が、本人、占有者から提出されましたので、民法で定める消滅時効を援用し、過去10年間にさかのぼりの請求となっております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この請求を求めている、そうしたら、国の分、町の分についても、既に支払われて終結したということによろしいのでしょうか。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 今回の部分、請求に関しては行わせていただいたということで、支払いの部分に関しましては、この場で述べるのは控えさせていただきます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） となると、そうしたら、この間、求めてきたのは、町として、やっぱりこの間の公有地の管理に関わる問題であるから、これはきちっと対処するべきだということで、固定資産の件と不法占有のことについて進めるべきだということで、どういう取組をしたか、方針、それやって来られました。

しかし、だから一応これで、町としての対処は終わったということを言える段階かどうかというのを今聞きたいんです。

というのは、その点でいったら、当然請求して支払いも終わったので、町としても、法と条例に基づく対応は終わりましたというふうに確認をせんといかんと思うんです。

そういう状態になっていると理解してよろしいんですか。

○総務部長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 町としての対処が終わったかどうかというところなんですけれども、今、総務課長申しましたとおり、全てそのルールに従って請求というところまでは終わっております。

実際にお支払いされているかどうかというのは、あくまで個人に係るところですので、私ども、町という立場で、ちょっとこの場でご答弁することはできないということでございます。

そして、その責任を果たしたのかということを、今回の件は、今後、町全体にあるような同種の事例にどうやって波及させていくかという課題は残っていると思うんですけれども、一定の責任を果たしたものと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そこは、私、ちょっと曖昧な形なので。

要するに、この間、町として対処すべきことがあって、町長も、森川町長も、町長の立場として、これについてはきちっと対処していきたいということを言うてやってきた。だから、当然、そういう点でいったら、その対処が終わったというか、どうかについて、言うのは当然であるし、また、同時に、どういう対処をしたかについては、やはり報告をすると。

これは、事が確かに現町長に関わる問題でもあるというから、余計だったわけなんですけれども、行政に対する信頼に関わる問題だから、そういう点では、事を、一応、決定、けじめついたら、やっぱり報告をするというのが、昨年4月、小野部長とか出たの説明会、途中報告として言われていたと思います。ですから、そういう点では、当然報告すべきことです。

さっきの、ちょっと報告の関係でいくと、この135-1の一部だから、全部終わったら報告するみたいに聞えたんですが、ちょっとそこは、非常にちょっと違うんじゃないかなと思うんです。そうしたら、町としての責任終わっていないことになりますけれども。

改めてですが、135-1の森川町長に関わる部分のところの件については、請求も含めて、要するに決着ついたということでよろしいんですか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えします。

町としての立場上、なかなか言えないところがあると思います。

私個人で、個人的な見解としては、もう済んでおります。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただ、これ、町として言えないということも、例えば、固定資産の件について、要は、法に基づいて請求をして、納付されましたという報告を受けて、これについては一応、法と条例に基づいて決着つけましたということと言うんだから、この件についても、きちっとそういうことで、処分ですから、それが決定が実行されたということであれば、町としてきちっと言う、これについては済みましたと言えるべきことやと思うんですが、そういう理解ではないですか、ちょっと。

これは、町ではなくて、ちょっと法務的な位置づけで見解を言ってください、そのところは。

（「議長」と言う者あり）

○6番（坂本博道） さきに何か、ちょっと。町としての立場を求めますから、ちょっとこれは、法務的な意味も含めて言ってください。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） まず、個人の税金が納められたとか、土地の使用料が納められたとか、そういった内容については、こうやって記録が残る場で、映像も配信されている場で述べるのは不適切と考えております。

その上で、税金の部分をなぜ私がお答えしていたかと言いますと、森川町長が、まずご自身でお述べになられた後、町としても広く知れ渡っている事実であるということから、固定資産税が納付されたということを答弁させていただいております。

そして、土地の使用料に関しましては、今、この現在におきまして、まだ明らかにはされておられません。納期限も迎えておりません。

よって、答弁を差し控えさせていただいているところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただし、先ほど、町長の森川氏個人として、町としては言いにくいですが、自分としては納めましたということと言われたので、先ほどの固定資産税と同じことですから、本人もそういう表明されたということであれば、一応、この問題について、行政としてできる法令や条例に基づく対処は、一応そういうことで終わりましたというふうに理解する

べきかなとは思いますが、そういうふうには受け止めてよろしいですか。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） その問題といいますのが、森川町長の問題に限るのであれば、終わったということでもいいと思います。

ただ、例えば穴闇135－1で起きていることに关しますと、まだほかにも、監査報告書に載っていました案件もございますので、全てが終わっていない。

今、森川町長に対して行った処置を今後波及させていただく必要があるということで、まだ一定のレベルという判断をしたものでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただ、この問題については、確かに個人がどうということではなくて、一つは、確かに町長である個人としての特別な問題があるということと、それから、同時に、経過的にも町としての責任もいろいろあるし、再発防止だったり、逆に、今現在進行しているような状態もやっぱりきちっとするべきだという。そういう中で、町民の行政への信頼をきちっとやっぱり確保するべきだということのためにやっているし、また、だから余計にそういうことをやりましたということを明確にすること自身が必要だろうと思うんですが。

そういう意味でいったら、そのことを明言できないというのは、ほんなら町としての責任は、言わば曖昧にしているように受け止められても仕方ない。

だから、何かの形でこれが公表されるということにはならないんですか、ほんなら。

○議長（疋田俊文） 小野総務部長。

○総務部長（小野雄一郎） 町の取扱いとしては、同様の事案が135－1番地で解消されたときには、こういった対処でしたということで、土地の管理する担当者として報告はさせていただこうと思っております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それは当然、最終的には担当者とかというのではなくて、町としてですから、町としてというのは、森川町長が言わば報告しているということに、当然そうなるわけなので、この件ではちょっと非常に問題を残していると今の時点で思いますので、そういう姿勢かということになりますけれども、ちょっとこれは、実は考え、今後ちょっと対応が必要かなと思ったりします。

その上でですが、これは改めてですが、町長、森川氏個人として言うたときに、これまで何度か、この問題については、確かに親の代であったりとか、それから、行政が書き漏れていたとかあったけれども、全体としては道義的責任は感じるというふうに表明はされてきました。

その点については、道義的責任はどのように果たしたかというようなことについては何か言うておくべきことはありますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） お答えします。

私自身、国の不法占拠財産取扱要領に基づく利得償還金の措置について、請求に応じて、この対応をしてきたつもりでございます。

並びに、既に占有していた建物の除去、また、土地の返還を行っており、私自身一定の責任は果たせたものと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） しかし、その上で、それがなかなか見える形になっているかという思いは持っております。

そういう点で、先ほど、最終的な国及び町の処分内容のところ、一応、占有期間に対して50年だけれども、一定の民法上の規定で20年。さらに、民法の145条によって、時効の援用ということで10年ということになったというふうに言われました。

この件については、時効の援用は、当然本人からの要請があってということになります。

ただし、この時効の援用という、145条の時効の援用というのは、これは法的にもよく言われますけれども、時効の利益を受ける者が、時効の利益を受けるかどうかの自由が認められているという面があります。つまり、時効の利益を受ける者が時効の利益を潔しとしない場合は、自分の良心に従って、あえて時効の援用効果を生じさせないこともできるということを経験した、言わば法務内容だというふうに思っております。

ですから、この145条は、特に良心規定というような表現もされて、私確かに悪いことをしたから時効の援用は受けないよということで、あえてしないということも選択できる法律になっています。

そういう点でいったら、今回、町長のほうは時効の援用を申し出て、要するに幾ら金額負

けてもらったのか分かりませんが、20年から10年にしたと。そういうことというのは、本来、道義的責任を感じるのであれば、時効の援用は適用しないという選択があってもよかったのではないかと思います。例えばそういうことについてはどう思われますか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 議員の質問にお答えします。

私自身は、この問題については、財務省のほうの、また、町のほうの趣旨、話で進めてきてまいりました。私からの援用を、少なくするとか、期間を短くするとか、そういう話は一切しておりません。

財務省のほうの話を、措置の話が出たので、それをお受けして、そういう手続を進めさせてもらいました。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっと時間がなくなるとあれですけども、ただ、そういうことを言われたら、町としては非常に困ることになります。町のほうが逆に援用を適用してくださいみたいな。

これ援用については、本人から申出がない限りは適用しないと。要するに、裁判なんかの場合でも時効の援用を言いますと言わなかったら、裁判長は、裁判では20年で出しなさいと。ただ、これ違う裁判のとき。

そういうものですから、今のであれば、自ら言うたんやなくて、町が言わばもうそれ適用しなさいよと言うたことになりますけれども、実際そうですか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 暫時休憩。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時04分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） お答えします。

まず、お詫びを申し上げます。訂正させていただきます。

私のちょっと勘違いで、大変不適切なお答えをさせていただきました。

議員お述べのように、消滅時効通知を出しており、その上で、国、町が決定をしていただいたということになっておりました。大変申し訳ございません。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） また、このことを言いたかったのは、先ほど言われた道義的責任は感じるということについて、何らかで表すとすれば、実はこの145条の時効の援用を行わずに、言わば良心に基づいて、そのことは悪かったということで表明することができる、実はできる機会ではあったんじゃないかという思いがありますから、そういうものとして、思わなかったか、そういう場を実は逃したんじゃないかという思いで言いたかったところですので、ちょっとここのことは、ですから、今後、実は評価に関わってくるのではないかと思います。

それと、最後ですが、ただし、この報告については、先ほど全て135－1が終わってからというようなことでしたけれども、それならすぐにやるべきでしょうが、しかし、今の状況でいったら、いつ頃終わるとか、目途はありますか、そうしたら。

○総務課長（西村直貴） はい。

○議長（疋田俊文） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 現在、土地、現在のその所有者、占有者に関して、引き続き説明等を行い、させてはいただいています。

きっちりとした、明確としたいいつまでに終わるというのは、現段階ではちょっとお話は控えさせていただきますと思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただ、これは、公表されている分言えば、行政監査の関係で公表してきたし、同時に、これはまだ進行中の中ですから、ある意味でいったら、それも出てこないのかということになりかねませんが、そういう点でいくと、去年の4月に報告した時点というのは、途中であっても、この件については一定めどをつけてきているわけやから、まず、特別な人として、町長に係る問題については、町としては処分を行いましたということで報

告すべきだと思いますので、ちょっとそのことは申し述べておきたいと思います。

そうしたら、一応それで、ちょっと予定以上に時間がかかってしまいましたが、あとの2点、ちょっと簡単に触れておきたいと思います。

一番初めの文化政策の問題についてですが、これも、基本的には文化会館を存続し、早期に再開してほしいという思いの中で、その中で、文化会館の位置づけをさらにやっぱり高めて、文化の拠点としての役割を担うこともしっかりさせながら、再開に向けて取り組んでいってはどうかということを、全体としては言いたかったことです。

しかし、またそういう点でいうと、実は今回、昨日、梅野議員や今日も馬場議員が質問されたので、一定の状況というのは分かりました。

というのは、当初、初日の施政方針とか聞いたときには、文化会館の「文」の字も出ない。さらに、予算書見たら、文化運営費はゼロと。これでは、幾ら再開したいと思っているとは言っても、じゃ、全くやる気なくて、これはやめる、閉める気やなというふうに私は受け止めておりました。

そういう点でいうたら、今日の馬場議員とのやり取りも含めてで、一定状況分かりましたが、ただ、改めて、この文化会館についてはどうしたいかということを、もう一度ちょっと、これはやっぱり町長として言ってほしい。

ですから、今求められているのは、その中で、文化会館はやっぱり存続させて再開するというのをまずメインにした上で、この令和8年度いつ頃、どのようにというふうなことを検討したいという。そういうふうになれば、実は一番いいんじゃないかと思うんですが、そういうことも含めて、どう思われるかと、どういうふうに進めたいかということ。

改めて、ちょっと町長のほうにこの件について、方針というか、今の町として進める方向を発言してもらえませんか。一応このことについてまとめるという意味合いでも。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えします。

昨日も今日も、馬場議員さん、梅野議員さんからのご質問にお答えをしておりとおり、この令和8年度にしっかりと今後の対応、考えながらやっていきたいと思っておりますし、私個人は、しっかりとまほろばホールを存続するためのいろんな方法を考えていくということで、ご理解をしていただければと思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっと最後と言ったんですが、だから、そういう点でいくと、改めてですが、存続させ、再開はさせるということを例えば明言して、その上で、この令和8年度、どのように進めるかを検討したいというふうなところまで実は本当は明確にするべきではないかと。

というのは、もう、町長の任期は、もう取りあえず来年でまず終わりです。そういう点でいったら、その方向性がその後も続けられるかどうか、実は分かりません、令和8年。そういう点でいったら、そういう方針だということを明確にして、次、町長に立候補される方々も、この件については継続してそのことを公約にするぐらいのものとしておいてほしいという思いがありますので、そういう点では、存続させ、再開するということを前提にして、今年協議をするというところまでは言えないですか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） お答えします。

私は、令和8年度にしっかりと方向性を示すというお話をさせていただいていると思います。その点、ご理解をさせていただいて、いただきたいなと思います。存続するという立場で考えていくということをお話をさせていただいていると思っております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員、あと4分ですので、ご了承願います。

○6番（坂本博道） はい。

ただし、先ほどから、部長なんかの答弁も含めて、ただし、総合的に考えて、最終的にどうするか判断をする必要があるということ言われていますから、当然、いろいろ考えた結果、これについてはもう再開せずにそのまま廃止という選択も残っています。

そういう点でいえば、やはりその件、今日の段階では納得し難いということは言いながら、やっぱり早急に、どの段階でもいいですけれども、そういう方向性を改めて明確にしてほしいなと思っております。

それで、そういう中で、ぜひ文化的な位置づけをするというのは、ぜひ住民も含めた協議というか、その方向に向けてというのがありましたので、そういう中で、ぜひ中身を検討してほしいなと思います。

最後に、学校再編につきまして、これも、教育的立場としては、今、2回目の委員会の内

容もホームページにアップされておりまして、昨日ちょっと気がついたので、自分の問題意識と関わるようなこともいろいろ議論されているなという思いは持っております。

ただし、とにかくこの問題というのは、出発は多分、いわゆる老朽化した中で、早くやっぱり安全な、それでまた快適な教育環境を整備せんといかんという、ある意味、長寿命化計画を進めるということが必要だと。それがまず一番前提にしながら、その上で、この機会に、子供たちも減ってきている中で、どういうふうな学校の在り方にしていくかということとセットにして方向を決めたいというふうに理解しているんですが、そういう理解でよろしいですか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

学校再編というところで、長寿命化計画を基に、第1中学校の改築時期が迫っているというところでございます。中学校の建物、どちらもかなり古く、限界に来ているというところでございます。

その中で、今、再編委員会のほうを立ち上げさせていただきました。20年先の話というものではなくて、今いる子供たちの安全と環境のために、最短のスケジュールを示す必要があるのではないかというご意見もいただいております。

また、委員の中に、奈良大学の先生も入っていただいております。国の交付金、有利な財源を活用できる適期を逃さずに、財政面も合理的に持って、スピード感を持って決断すべきだという見解も述べられております。

また、情報公開、これはきちんとできるだけ、いろんな意見出てくるかも分かりませんが、ハレーションを恐れて情報を伏せるといったことがなく、早めに時期を、また方針を打ち出して、その上で現場と地域の調整をしていくべきだといったご意見もいただいているところでございます。

小中一貫校というところにつきましては、この委員会、ある程度、一定のご理解をいただいて進めているという状況でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 一つ問題は、こういう再編を含めて、いわゆる統廃合という形で、学校数が減るというような場合も意外とあります。

そういう点でいったら、そのことは私はよくないと思っているんですが、そういう点でいうと、今回の方針は、小学校2校、中学校2校という形は維持しながら、中身として、場所を一緒にしていく方向でいきたいというのが、今の教育委員の考え方だというふうに理解したいんですが、それでよろしいですか。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） おっしゃるとおりでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員、あと2分ですので、よろしくお願いします。

○6番（坂本博道） はい。

ただし、そのとき、やっぱり中身、どのような教育のシステムなのかというのは、非常に、実はやっぱり大事やと思っています。そういう意味で、小中一貫教育のシステムを導入したいということになっているんですが、先ほどいろいろ優位性というような形で言われました。

しかし、実際には、教育界の議論とか、いろんな関係者のこれは議論の中で、小中一貫教育についてもやっぱりマイナス面もあったり、同時に、そのことが上がったら問題を起こすというのも実証されて、ただ、いいことばかり実証されたとは思っていません。

それというのは、慎重に進めるべきだと思いますが、そのことについてはどう思われますか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

メリット、デメリットというお話もいただきました。メリットにつきましては、小中一貫校を進める上で、新しい環境、期待、財政面での効率化、教育の質の向上、そういった部分がメリットとして考えられます。

生徒一人一人に目が行き届きやすいという小規模の学校というところも今後、第1小学校、第2小学校という形の校区で分けていきますと、子供の数、少子化という部分も含めて検討はしているところではございますが、少なければ、その分きめ細やかな指導が可能であったりとか、児童生徒の人間関係が深まりやすい、また、特別支援の対応もしやすい、いろんなメリットがあるということでございます。

ただ、デメリットといたしましては、先ほど言わせてもらいました単学級、ここが進んでいく可能性、第1小学校区では考えられます。クラス替えができない、そういった部分、また、集団活動、学校行事に制約が生じやすいであったり、中学校のクラブ、地域クラブという部分、こちらは、第1小学校の子と第2中学校の子も、学校が別々でも一緒にできるという体制を整えたというところもございます。部活の種類が減っていくのではないかというデメリットもございました。そういった部分もトータル的に考えながら、小中一貫教育のメリットも含めて、そちらのほうで進めていく。

また、通学路、特にこの再編の中で、特に意見として多かったのが、いろんなパターンを考える上で、通学路の安全性、そこはやっぱり確保していただきたいというご意見が強く感じたところでございますので、そういった意味でも、校区ごとの小中一貫、そこをメリットとして考えております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 実現はいつ頃と考えていますか。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

あくまで、予定ということにはなりますけれども、第1小学校区の小中一貫教育のスタートといたしましては、増築であったり、大規模改修というところもございますが、2030年をめどに今進めていけたらと考えております。

第2小学校につきましては、そこから7年、8年後、そこに関して、小中一貫校としては併設しながら進めさせていただくものの、ハード面というところも、2038年以降、長寿命化計画、また、そういったところを踏まえながら、工事のことも考えていかなければならないと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） しっかり業務を進めていただくことを言って、質問を終わりたいと思います。

○議長（疋田俊文） これにて、坂本博道議員の質問を終結いたします。

10分間、3時30まで暫時休憩いたします。

次に、副議長と交代いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時30分

○副議長（岡田康則） 再開します。

◇ 常 盤 繁 範

○副議長（岡田康則） 10番目に、常盤繁範議員、登壇の上、質問願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 議席番号2番、常盤繁範が一般質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

設問としましては、3点用意させていただいております。

1点目、文化庁伝統親子文化教室事業について、2つ目、令和7年度公立中学校・小学校の学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖状況について、3番目、放課後児童健全育成事業について、以上3点質問をさせていただきます。

まず1点目、文化庁伝統親子文化教室事業について質問をさせていただきます。

通告内容を読み上げます。

伝統文化教室事業は、次代を担う子供たちに対して、地域の茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化・生活文化等を体験・修得するきっかけづくりや、これらの機会を計画的・継続的に提供する取組を支援することにより、子供たちの豊かな人間性の涵養を図るとともに、伝統文化等を確実に継承・発展させることを目的としています。事業展開の形により地域展開型、教室実施型、統括実施型があり、文化庁が幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけづくりや、継続的・計画的な体験・修得機会を提供する取組へ支援を行うものであります。

河合町では、町立公民館を教室実施型事業を提供・協力し、琴を親しんでいただいています。

以下の内容を確認いたします。

1 項目、それぞれの事業展開型の概要をご説明ください。

2 項目、近隣市町村での事業展開状況を確認します。

3 項目、河合町事業審査合格事業概要を確認いたします。

4 項目、令和 8 年度事業存続状況を確認いたします。

続きまして、2 項目の項目、令和 7 年度公立中学校・小学校の学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖状況について質問をいたします。

読み上げます。

新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス感染症など様々な感染症拡大防止のために、一時的にその感染規模によって学級・学年・学校閉鎖が実施されます。河合町公立校でも年度を通じて閉鎖される事案が発生しており、年間授業数の確保や放課後児童健全育成事業への預け入れ不可や通塾不可など様々な対応を余儀なくされます。

以下の内容を確認し、感染拡大防止の取組を再確認いたします。

1 項目、各学校の閉鎖実施状況をつまびらかに確認します。

2 項目、町立かがやきの森こども園の閉鎖実施状況をつまびらかに確認します。

3 項目、学校閉鎖に伴う放課後児童健全育成事業への影響を確認します。

4 項目、公立認定こども園を含めた公立施設の感染拡大防止の取組を確認いたします。

最後の設問 3 項目でございます。放課後児童健全育成事業について。

通告文、読み上げます。

放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るものとしています。

河合町内では、今年度10月より昨年10月より民間委託事業となり、安定した事業実施が行われているか、以下の内容を確認させていただきます。

1 項目、就労証明の提出状況と今後の提出内容を確認します。

2 項目、預け入れ要件に労働等とありますが、例外措置の確認をいたします。

3 項目、提供時間外の事例の有無とそのケースを確認します。

4 点目、指導員の人員配置状況を確認します。

5 点目、民間委託事業後約 5 か月を経て、所掌部署としての委託のメリット・デメリットを明らかにしていただく形でご説明ください。

なお、追加質問は自席にて行います。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○副議長（岡田康則） 教育委員会、中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 私のほうから、1 つ目、文化庁伝統親子文化教室事業について、お答えさせていただきます。

文化庁が実施している伝統文化親子教室事業では、次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供しており、全国で毎年3,000件以上の教室が開催されています。

1 つ目のご質問、3 つの事業展開型があります。内容について説明させていただきます。

教室実施型につきましては、次世代を担う子供たちを対象に伝統文化等に関する活動を計画的・継続的に体験させる教室を実施し、教室で修得した技芸等の成果を披露する発表会で地域で開催される行事等へ参加する仕組みを目指しております。

地域展開型につきましては、地方公共団体等が伝統文化親子教室事業、教室実施型、統括実施型の指導者等と連携し、幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけづくりや、教室実施型が困難で地域での継続的・計画的な体験・修得機会を提供する取組を目指しております。

統括実施型につきましては、子供たちに対して体験機会を提供するため、伝統文化等の各分野の複数団体を統括する団体が組織的・広域的に体験機会を設ける取組を目指すところでございます。

2 つ目、隣接ということになるんですけれども、北葛城郡の状況についてご説明させていただきます。

王寺町、教室実施型 5 事業を展開されております。雅楽、茶道、和装礼法、落語、華道がございまして、参加者につきましては、それぞれ10人から20人程度、年10回から15回実施をされております。

上牧町、広陵町につきましては、実施はございません。

3 つ目のご質問についてお答えさせていただきます。

河合町では、琴・三絃教室菊恵美会が実施することも箏曲教室が、令和 2 年度から令和 7

年度まで事業審査に合格をしております。申請の流れといたしましては、国・文化庁、県・文化振興課、町・生涯学習課へ11月上旬に通知があり、関係団体に連絡して、その後、団体から町、県、国を経由して、12月中旬に申請を行っております。

町の役割といたしましては、申請書類の内容確認等をさせていただき、不備・不足がないか確認を行っておるところでございます。

なお、交付決定につきましては、令和7年度で申しますと8月下旬に採択の連絡を受けております。ちなみに、令和7年度、奈良県内の申込数につきましては56事業の申請があり、53事業が採択されております。

存続状況につきましては、令和7年12月中旬に8年度分の事業申請を行っておりますので、継続する予定となっております。

続きまして、2点目、令和7年度公立中学校・小学校の学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖状況についてお答えさせていただきます。

第一小学校につきましては、11月末から2月中旬の期間に学級閉鎖が3クラスあり、原因はインフルエンザBの感染と発熱によるものでございます。学年閉鎖につきましては1年生と3年生、原因につきましては、インフルエンザBの感染となっております。学校閉鎖についてはございませんでした。

第二小学校につきましては、6月中旬から2月中旬の期間に学級閉鎖が5クラスあり、原因につきましては、嘔吐、下痢やインフルエンザA・Bの感染によるものでございます。学年閉鎖につきましては3年生、6年生で、原因につきましては、インフルエンザBの感染となっております。学校閉鎖につきましては2月4日から2月6日の期間で、インフルエンザBの感染拡大により閉鎖となりました。

第一中学校では、2月7日から2月11日の期間に学級閉鎖が1クラスあり、原因につきましてはインフルエンザBの感染、学年閉鎖、学校閉鎖についてはございませんでした。

第二中学校につきましては、10月下旬から2月中旬の期間に学級閉鎖が2クラスあり、原因はインフルエンザBの感染によるものでした。学年閉鎖につきましては、1年生が2回ありまして、3年生も1回ありました。原因につきましては、インフルエンザA・Bの感染となります。学校閉鎖につきましては、ございませんでした。

続きまして、4つ目のご質問の回答をさせていただきます。

感染拡大防止の取組についてでございますが、まず衛生管理対策として、換気、消毒、手洗いで対策となり、換気につきましては、常時または休み時間ごとに行っております。消

毒につきましては、共用部の消毒を行っております。健康観察につきましては、教職員も同様に日常的に子供の健康状態を観察し、心身の健康問題を早期に発見して適切な対応を図っております。また、家庭への啓発や訓練として、嘔吐物処理、ノロ対策の先生方が訓練を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○福祉部長（浦 達三） 議長。

○副議長（岡田康則） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） 私のほうからは、大きな2番の令和7年度公立中学校・小学校の学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖状況についてのうち、2番と3番と4番、こちらのかがやきの森こども園、もしくは放課後児童の状況のほうを報告させていただくのと、あと大きな3番の放課後児童健全育成事業についてというところで回答のほうをさせていただきたいと思います。

まず、大きな2番の（2）ということで、町立かがやきの森こども園の閉鎖実施状況なんですけれども、こちらにつきましては、かがやきの森こども園では閉鎖はしておりません。保育所は保護者が働いていることを前提としたセーフティネットとしての役割が強いため、多少の欠席者が出て、職員が確保できる限り開けておくことが基本方針となっております。こども園では1号認定と2号、3号認定、保育園枠なんですけれども、混在しているため判断が複雑ですが、一般的には保育が必要な子供がいるため、保育所の基準に準じて開園している状況でございます。

続きまして、3番目の学校閉鎖に伴う放課後児童健全育成事業への影響についての確認なんですけれども、学校閉鎖時の学童保育については、感染症拡大防止及び学校の空き教室を利用していることから、同様に閉所としておりました。

続きまして、4番目の公立認定こども園を含めた公立施設の感染拡大防止の取組なんですけれども、かがやきの森こども園での感染拡大防止の取組としましては、毎日部屋、トイレ、使用後のおもちゃの消毒を行っております。手洗い、うがいもしっかり行えるように促し、部屋の換気も定期的にしております。また、感染症兆候時におけるICTシステム、コードモンでの発信、周知、啓発及び日々の感染症につきましては、感染症名、感染者のいるクラスの情報提供をしております。流行傾向にあるクラスにおきましては、検温の実施や経過観察などにも気をつけ、早期対応に努めております。嘔吐時におきましては、嘔吐物処理方法のマニュアルに沿って実施し、職員研修も行い、各クラスごとに嘔吐物対応セットを配置し、

速やかな処理を実施し、感染拡大を防ぐ対応をしております。

続きまして、大きな3番の放課後児童健全育成事業について回答させていただきます。

(1)の就労証明の提出状況と今後の提出内容の確認ということです。

新年度の入所申請を11月中の受付で行っております。その際、就労証明書等の証明書を添付していただいております。また、任期付の雇用形態となっている方には、就労時期に応じて随時就労証明の提出のほうを依頼しております。

2番、預ける要件に労働等とあるが、例外措置の確認ということで、入所要件として、保護者の就労のほか求職活動中、就学や疾病、出産、親族の介護や看護などがあり、それぞれ家庭で保育できない旨を確認できる証明書などを提出していただいております。

(3)提供時間外の事例の有無とそのケースを確認ということで、学童保育の開所時間として、平日は放課後から午後7時まで、土曜日や学校休業日は午前8時から午後7時となっております。保護者の皆様にはこの時間内の送迎にご協力いただいておりますが、交通事情による5分、10分程度のお迎えの遅れには委託前、委託後変わらずに対応させていただいているというところでございます。

4番目、指導員の人員配置状況というところなんですけれども、現在、指導員は全員で19人、第一小学校学童に5人、第二小学校学童に6人体制で随時配置しているというところでございます。

最後5番の民間委託事業、それについてメリット・デメリットというところなんですけれども、民間委託のメリットとしましては、指導員が確保されているというところでございます。また、担当職員も今まであったような人員不足による応援がなくなって事務に専念ができております。イベントやお弁当注文も新たに実施されておまして、保護者の方からは喜びの声をいただいているような状況でございます。

現時点としては、デメリットなんですけれども、特にデメリットのほうはないということで回答させていただきます。

以上です。

○2番(常盤繁範) はい、議長。

○副議長(岡田康則) 常盤議員。

○2番(常盤繁範) 通告に基づいた答弁いただきましてありがとうございました。

まず、設問1から確認していきたいと思います。再質問させていただければと思います。

設問1つ目の形で、それと認可の部分、合格事業の部分のところで併せてお話しください。

たと思うんですけれども、これ毎年大体12月中旬をめどに申請を出してもらって、翌年度の8月下旬、それで要は1次・2次検査、審査があって採択されるという形になっていると思うんですけれども、確認したところそんな感じなんですね。これ毎年行われているんですかね。

○生涯学習課長（吉川浩行） 議長。

○副議長（岡田康則） 吉川課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 今、常盤議員おっしゃっていたように、毎年この時期に12月に第1次の提出期限があって、採択については8月下旬ぐらいの採択の決定通知をいただいているというところであります。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 実際に町内で参加されている親子の方々とやり取りした内容で確認すると、実際のところ、多分申請を出されていると思うんですよ、来年度に向けて。しかしながら募集かかっていないんですね。

それで確認したいんですけれども、あくまでその事業をする主体の方々がこの概要で規模でしますから認可してくださいねと申請を出して、それで採決をいただいて合格した場合は参加してくださる方を募集するというスタイル、これは毎年続けているという形でよろしいんですかね。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 生涯学習課、吉川課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 毎年この団体から出ている参加人数というのが、今その現時点の参加人数で申請されているというところであります。

○2番（常盤繁範） 議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私のほうにその事業概要の説明書類、私プリントアウトして内容を確認した上で設問させていただいているんですけれども、その参加人数に基づいて予算要望の上限額決まっているんですね。例えばですけれども、子供の数が10名から19名の教室でしたら要望上限額が30万円、20から29名の教室でしたら要望上限額が35万円、そういう形で要望してくださいねという形でマニュアル出ているんですよ。実際のところも調べますと、奈良県内採択された42事業について、全てこれ7割5分しか上限額に対して支給されていないんで

すね。この要因というのは、非常にその申込みが全国的に多いからなんですかね。その辺のところも確認していただいていますでしょうか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 吉川課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 常盤議員おっしゃっていただいたように、毎年どうしてもこの予算配分というのは決まっております。7年度でいいますと全体の予算が14億8,800万円となっており、8年度は要求額となるんですけれども15億7,800万円ということであります。特に今河合町からこの教室型という申請につきましては、もういかんせん人気がありまして、3,000弱といった申請がありますんで、こういった配分となっているというところであります。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきましてありがとうございます。

そうすると、予算の多分この伝統親子教室事業、文化庁という形で事業推進する中で、もう予算枠決まっている形だと思うんですね。採用する事業が多くなればなるほどどんどん分かれていくというか、上限金額は1教室30万とかいう形で出してくださいねと謳っておきながら、結局支給されるのはどんどん下がっていく可能性はあるということではあるんですね。

当然のことながら、その事業を行う先生方におかれましては、見込みと違っている形になって、その上で提供しないといけないと苦労話も私自身聞くところもあるんですけれども、非常にこれ毎年採決される事業で、伝統文化の継承を行うという不安定な事業だと思うんですけれども、こういった事業というのはほかにありますか、文化庁に。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 吉川課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 先ほど部長からも答弁させていただいたように、その伝統文化の事業というのが、河合町は1団体ということなんですけれども、王寺町でいいますと5団体、そういった事業を展開されております。大体この奈良県内でいいますと、市がほぼ活動されているというところであります。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今回、私改めて事業内容、教室型の事業内容だけでも調べてみたんですけども、様々な事業を各市で行われているんですね、知らなかったです。また、私びっくりしたんですけども、ちょっと知り合いの知り合いの方が実はされていたという形でびっくりしているところがあるんですけども、隣の王寺町で。

そういう中で、河合町においてこういった他町の場所を提供して開催している伝統文化教室、紹介したことがありますか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 生涯学習課、吉川課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 今までそういった紹介したことというのはありません。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私としては、これいずれにせよ予算額上限に対して実際に7割5分しか支給されないという形で事業運営されるという形であったとしても、当然のことながら、例えば20名から29名の教室という形で展開される場合は上限額が上がりますから、その分支給額が例えばですけども、22万5,000円のところが26万円何がしになったりするわけですよ。これ大事なこととしましては、せっかく河合町内でその教室を提供している、場所を提供しているという形であればもっと応援すべきだと思うんです。加えて河合町内だけではなくて、ほかの近隣の例えば王寺町、もう一回申し上げますね。華道、雅楽、和装、茶道、落語、こういった事業を行っているわけですよ。そういったところも紹介してあげて体験してみたいとそういう形で募る、また、相互的にお互いに活用してもらい、伝統文化教室を。そういった形の取組というのは今後必要になってくると思うんですけども、その辺のところをどういうふうにお考えでしょうか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 吉川課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 今議員おっしゃっていただいたように、今までそういった取組というのは、ほかの町とかにこんなやっていますよとかというのは情報発信しておりません。近隣の王寺町が5団体採択されているということもありまして、まず情報収集を行って、交流などについても図ってまいりたいと考えております。

また、その近隣町でも相互の活動紹介とか行い、田原本町もそういった活動をされていま

すんで、伝統文化等の継承とか発展、子供たちの豊かな人間性の涵養に資することを目的としていますんで、情報発信に努めてまいりたいと思います。また、奈良県にもそういった文化施設もありますんで、そういったチラシの掲出についても働きかけてまいりたいなという思いです。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 前向きな形でご答弁いただきましてありがとうございます。

田原本町、魅力的ですよ、これ申し上げますね。能楽やりますね、お能、それと太鼓、これ多分殺到するんじゃないですかね、紹介したら。太鼓やってみたいと多いと思いますよ。そういった形で紹介してあげるということも相互紹介という形の働きかけをしていただきたい。

また、広報紙等で紙ベースでリーフレットなりパンフレットを出すというのはなかなか刷り上げるための費用がかかたりしますから、まず先行的にSNS十分活用して、河合町のホームページの生涯学習課のところのページを少し充実させて、こういった事業を相互的に紹介していますよ、お互いに紹介していますよ、参加しませんかという形で努めていただきたいと思いますんで、よろしくお願いいたします。

まとめの部分触れる前に、少し町長に1点確認したいと思います。

文化という言葉が今回の一般質問では各議員からありましたんで、その辺のところも踏まえて、町長にそのお考えを確認しておきたいと思います。これ事前の通告なかった形なんで、少しレクチャーする、僭越ながら少し抗弁垂れるような形の上でお答えを伺いたいと思いますんで、お付き合いいただければと思います。

この文化庁の伝統教室事業、こちらのほうに趣旨という形と目的というものがございまして。事前通告の読み上げている内容にその趣旨と目的の後半部分を転載させていただいた上で先ほど申し上げました。前半の部分を少し読み上げますね。

日本各地には、歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えてきた伝統文化や人々の生活の中で長く親しまれ定着している生活文化、国民娯楽が数多く存在します。これらの伝統文化、生活文化、国民娯楽（以下、伝統文化等という）は、我が国の文化の基盤であるとともに、人々の心豊かな生活を実現するために欠くことのできない貴重な財産であり、確実に次世代へ継承していく必要があります。しかしながら、今日の生活スタイルの急激な変化から、

子供たちがこれらの伝統文化等に触れ、体験する機会は極めて少なくなっていると、このような形で事業趣旨と目的の部分で理由づけを書かれております。

その上で、私、お伺いしたいんですけれども、計画的に継続的に体験・修得できる機会提供をうたいつつ、これ年度ごとの採択事業となっているという形なんですね。非常に不安定な事業であります。これは仕方ないと思います。しかしながら、その文化的な部分の認識として改めて感じていただきたいところの部分を上げたいと思っております。

趣旨・目的に、この事業根拠として伝統文化や生活文化、国民娯楽と表現されているんですね。特に娯楽という言葉が使われていると、私としては古代ローマ時代の風刺詩人のユウェナリスの言葉、歴史の教科書にも出てくるんですけれども、パーネム・エト・キルケンセス、これ日本語に訳すとパンと見世物という言葉が想起されます。これは古代ローマの支配層が都市の無産市民に対し無料の食料、これがパンです。と娯楽、見世物、これを提供して政治的無関心と支持を維持した政策を皮肉った言葉です。現代でも大衆扇動や愚民政策への比喩として用いられています。

私としましては、豊かな生活・文化のために必要なこと、大切なこととして認識しつつ、これ悪いことだと思っていないんですよ。必要なことの一つだと思っているんです。それを支えた大事なこととしては、根幹の優れた政策がローマ時代にあったから、この娯楽ですとか言わば無形文化が維持できた、提供できたと私は評価していると考えています。

では、その政策とは何なのか。歴史を学んでいる方は存じていると思うんですけれども、古代ローマは舗装道路の整備を行ったんですよ。これ今まで行われていなかったんです。アッピア街道を代表とする舗装道路の整備を行ったんですね。その交通物流網を支えたことが、文化的反映の発展、これ維持に相当寄与しているんですよ。こういったところの部分しっかりとご認識いただきたいと思うんです。

ほかの議員さん、質問に対するご答弁、文化施設、文化、そういったものに対して、町長個人の見解として限定しつつご答弁いただいている内容、政策の優先度としては文化生活という言葉を考える形としての広義として、どうしても娯楽の部分の、娯楽はレクリエーションの部分です。無形の文化の維持、そのためのものにどうも寄っているところがあると思うんです。私としては、そういった無形文化を維持するためには基礎的なインフラの整備、まずそれが大前提としてあるのではないかと、そのように考えるところはあるんですね。例えば、道路ですとか上下水道管、学校の施設の整備、公園、こういった基礎的なしっかりとしたインフラをまず整備されて初めて娯楽的な部分のところを考えられるのではないのかと、

そのように私は考えるんですね。

若干推進の優先度、プライオリティーがどうも民意、民意という言葉に寄ってしまって、聞いていますよという形において優先してしまっているところがあると思う。私はまず根幹の部分をしっかりとした上で考えられることだと思いますので、その辺のご認識、無形のものとは有形のもの、実際に今河合町内にはあります。それをどのように予算配分していくか、また起債をしていくか、借金していくか、そういったところの部分のご認識を改めて伺いたいんですけども、突然で申し訳ございませんが、お答えいただけますでしょうか。答えられないんだったらいいです、大丈夫です。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（岡田康則） はい、森川町長。

○町長（森川喜之） 常盤議員のご質問にお答えします。

唐突でなかなかその無形と有形とというようなご質問ですけども、この文化の継承、この部分については、河合町は廣瀬大社の砂かけ祭もございます。これも無形になるのか、有形になるのか、これは引き継いできておられる部分でありますので、しっかりと引き継ぐことの形づくりというのを考えていかなければいけないと思いますけれども、これは継承していくための施設づくりをしていくのか、形づくりをしていくのか、ちょっとそこのご質問の趣旨が分からないところがございます。ちょっと質問の内容を明確にさせていただければありがたいなと思います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 文化という言葉の考え方として、広い意味ではインフラの整備も含まれるんですよ。単純にそういったある神社のお祭りを継承していく、守っていくと、ある文化会館のとある文化会館の維持を図っていく、それだけではなくて、文化というのは生活全般全て支えた上で成り立つものだと、そういうふうに考えれば、道路の整備ですとか施設の整備、学校設備の見直しをするとか、あとは内水対策事業で緊急対策事業でもう何年も前からしますよといってなかなか進んでいない、そういったものを優先度としてはもっと上げないといけないんじゃないんですか、そこは大事だと思うんですけどもという形でお伺いしております。お答えいただけますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 森川町長。

○町長（森川喜之） お答えします。

質問のご趣旨はよく分かります。全ての部分について継承していく、また文化の継承をしていくためには、本当に様々な対応が必要やと思います。今後においても、やはり継承していただけるように、文化教室にしてもやはりしていただく方、また継承していただく方の養成も必要ですし、また住環境も、また道路整備も全ての部分についてしっかりと今後とも対応してまいりたいと思いますので、その中身についてこうしていくとかいうのは、本当に様々な面を考慮しながら進めていかなければならないと思いますので、ご質問の趣旨と合うかどうかは分かりませんが、しっかりと対応を整備も含めて、継承も含めて支援していけるような形をつくっていきたいと思います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 突然の形で、通告もなしにお答えいただきましてありがとうございます。

プライオリティー、優先順位度、そちらに関してのものについては、また後日予算審査ございますので、その辺のところで少し掘り下げてお伺いしていければと考えておりますので、ありがとうございました。

話は戻りますけれども、伝統文化親子事業、こちらのほうしっかりと相互紹介を図りつつ、もっと盛んにしていければと考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

では、設問2の追加質問をさせていただければと思います。

なかなかないフレーズなんですけれども、学校閉鎖は非常に珍しいと思うんです、そこまですなっしたのは。その学校閉鎖に至った状態のその状況の休んでいる児童数、どのぐらいの数になったかご報告いただけますか。

○教育総務課長（川村大輔） 議長。

○副議長（岡田康則） 教育委員会、川村課長。

○教育総務課長（川村大輔） お答えさせていただきます。

第一小学校から第二中学校までの対象人数という合計になるんですけれども、学校閉鎖も含めて1,439名ということになっております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） これは全校生徒、第二小学校そんなにいましたか。延べですよ。学級閉鎖に至ったその瞬間でどのぐらいの人数が、要はどのぐらいの児童が休んだから、これはこのまま学校を開けといたらあかんとなったと思うんですよ。その時点の人数をお答えいただきたいと思うんですけれども。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○副議長（岡田康則） 中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

学校閉鎖、第二小学校が起きました。人数的には70人ぐらいの欠席者がいたというところでございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） そうすると、これ学年閉鎖と同じぐらいの人数ぐらいで学校閉鎖になるという形でいいんですかね。私としては130人以上ぐらい一気にわっと全ての学年でお休みになられたという形があったから、これこのままではという形である程度つかんではいるんですけれども、いかがですか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○副議長（岡田康則） 中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

いろんな期間、スタート地点というのがいろいろございます。学校閉鎖を始めたきっかけとなったのがその数字という形になっておりまして、それ以前から休まれている方を考えると100人程度休まれているという状況でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 確かに私の息子もそうなんですけれども、6年生のクラスのほう、まず学校閉鎖の前に学級閉鎖になっているんですね。3年生も確かそうでしたね。そこからどんどん波及していったという形もありますんで学校閉鎖になったと。

私これ設問として設けた理由としては、新型コロナウイルスの感染症対策の頃と比べると、少し感染症に対する意識が希薄になってきているのかなと。その意識づけを持ってもらいたいという意味合いを持って質問させていただいております。

加えて、かがやきの森こども園のほうもご答弁いただきました。セーフティネットの意味

合いを持って閉鎖のほうはなるべくしないように努力していると、鋭意努力していると。小学校と中学校の現場の取組の若干の違いはやっぱり出ているわけですよ。ただ、私としては、確かにその取組というのは違いは出ていると思います。私としてですけれども、思うのは、やはりかがやきの森こども園という形になると、集団処遇的にみんなに促すという機会を常に持っていると思うんです。小学校というのは、どちらかというと中学校というのは自主性に任せていますね。一々、はい、みんなこの時間を使って手洗しましょうねと、消毒をしっかりしましょうねなんてしませんよね。その辺の違いというのは大きく出てきているのかなというところを感じているところです。

その上で、改めてその消毒という意識というものをどういうふうに持っているか。先ほどご答弁の中で、小学校のほうでは共用部の殺菌、消毒はしていますとご答弁いただきました。では、各教室にコロナの頃のように消毒器、手をかざすとじゅっと液が出る、そういったものの設置は今行われていますかね。

○教育総務課長（川村大輔） 議長。

○副議長（岡田康則） 川村課長。

○教育総務課長（川村大輔） アルコール消毒等の消毒液の設置箇所というところです。

各校様々なんですけれども、一小に関しては4か所、玄関、保健室、図書館、校長室で、二小については31か所ということで各教室、第一中学校は13か所、各学年だったり職員室だったり、第二中については9か所ということで、技術室だったり美術室だったりということになっております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ある診療所の小児科クリニックのホームページから少し情報を引っ張り出しまして閲覧しているところなんですけれども、幾らアルコールが効きやすいウイルス、これインフルエンザウイルスなんかは特にアルコール有効なんです。ですけれども、消毒のやり方が適切でないと十分な感染予防はできませんとうたっています。どういうことかというと、直接的な感染はアルコール消毒で防ぐことができます。私も先ほどからゴホゴホやっておりますが、花粉症の影響でどうしても止まらないんですけれども、そういった形でせきをする、くしゃみをするという形の飛沫感染はなかなかこれでは防げないんです。そうなりますと、マスク励行しましょうねとかとなるんですけれども、その前提としてもう一つあ

るのはうがいなんです。例えばですけれども、認定こども園でかがやきの森こども園では、もしかすると確かあれですね、確認したいんですけれども、それぞれ通われている方、コップ用意していますかね。いかがですか。

○こども未来課長心得（中山寛子） はい、議長。

○副議長（岡田康則） こども未来課課長、中山さん。

○こども未来課長心得（中山寛子） 回答させていただきます。

個人個人各コップ持ってきております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 小学校のほうではどうですか。コップなんて持ってきていないですよ。じゃ、うがいする場合はどうなんですかと、どういう形なんですかね。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○副議長（岡田康則） 中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

ちょっと記憶をたどって見たんですけれども、低学年は持ってきていたかなというところ。ですけれども、基本的には小学校に必ず持ってこいというふうな形、コップは持参が必要だということは聞いたことがないです。すみません。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 水筒を持ってきたという形になっているんですね、夏も冬も。ごめんなさい、意地悪な質問で。けども、飲むという形と、あとはガラガラぱっと外に出すのと、うがいするのと若干違って来るんですね。その辺のところの感染症対策というところの部分をもう一度見直していただきたいと。小学校でもできると思うんですよ、考えればできると思うんです。ただ、これは教職員に依存する形ではなくて、しっかりと教育委員会で考えていただいて提案してもらいたいんですね。お願いできますでしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

小学校のお話をいただきました。特にうがい、手洗いにつきましては、低学年は特に先生

がついて指導しながらというところで、その習慣というカリズムをつくり、管理しながら行っているということを聞いております。そういった部分、今ご指摘いただいた部分も含めまして、教育委員会として指導、また助言をしていけたらと考えております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

ついでなんですけれども、公共施設の部分全般で確認させていただければと思うんです。

役場の庁舎、例えばなんですけれども、アルコールのそのしゅっと出る設置されている形ではあるんですけれども、これ点検は常にしていますか。具体的にお伺いしますが、地下のエレベーターホールの前に大分色あせた形でアルコール消毒の機器を置いてあるんですけれども、あれ全く動かないんですけれども、どのタイミングでチェックしているのか確認させてもらっていいですか。

○総務課長（西村直貴） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 西村総務課長。

○総務課長（西村直貴） 申し訳ありません。エレベーターのほうに関しては、ちょっと確認がずれておったかもしれません。トイレ等に関しましては、職員棟を午前中開庁してからある程度チェックのほうはさせていただいております。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員、あと5分です。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

やっぱり新型コロナウイルスの対策の頃と比べると、意識が随分希薄になっているんです。当たり前のように何かインフルエンザの感染になっているとか、夏場でもノロとかロタとか、これはある程度予防できるはずなんです。少し強烈なウイルスと闘ったせいもあって、命の危険が及ばないから少し意識がぼやんとしているところがありますんで、役場の公共施設含めて少し見直していただきたい。来年度の冬の冬季の時期に向けて、これから湿度は上がってきますから、少しウイルスの影響も少なくなってくるかもしれませんが、胃腸感染症のほうの部分についてはアルコール消毒は効きませんので、そういったところも踏まえて対応を考えていただければと思いますんで、学校現場を含めてよろしく願いいたします。

私としては、1つ提案をさせていただければと思うんです。学校再編について方針も定まりつつあると、先ほど別の議員さんとのやり取りでもある程度の方向性の部分のお話をされていたと思います。今ある既存の施設をあと何年維持するということも答えとして出てくると思うんですよ。例えばある建物を何年度に建て直すという形になれば、今ある既存の施設はあと何年もたすという答えも出るわけですよ。そういったところの部分、策定されてくると一定の維持予算策定、具体的に考えることになっていると私は解しているんです。

その上でなんですが、本当に経費かけて申し訳ないんですけども、冬の時期というのはなかなか手洗う人少ないんですよ。子供にも何人か聞いたんですよ、自分のところの子供も含めてですけども、何人か通学している児童に聞いたことあるんですけども、冬の時期になると学校の蛇口ひねった水は冷たいから手洗わないと言うんですよ。少なくとも何か所かだけでも簡単に今蛇口につけて温水が出るような形、そういったものを7,000円から高いので2万円ぐらいになると思うんですけども、そういった設置等ありますから考えていただければと思いますんで、予算要求ほどではありませんが、検討いただければと思うんですが、いかがですか。

○教育総務課長（川村大輔） はい。

○副議長（岡田康則） 川村課長。

○教育総務課長（川村大輔） そういった温水装置については、議員からも助言をいただいているところでございます。今後はそういった教育環境の充実、あとは感染症対策に向けてそういう設置検討してまいりたいと考えております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございました。

では、3番目の設問の部分、最後に移らせていただきます。

提供時間外にお迎えに伺ったケースはあるという形で、委託前と後という部分でご答弁いただきました。大幅にお迎えの時間を遅れて、例えば夜の7時までですよ。7時半とか7時40分とかお迎えの時間になってしまったケースはなかったですか。

○副議長（岡田康則） 谷田子育て健康課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） お答えさせていただきます。

5分、10分程度の遅れはあるんですけども、30分、40分、1時間とかというのは、今まで私聞いたことはございません。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ケースとして、ある指導員の方がなるべくこの時間に間に合うように来ていただけるとという話をしたところ、役場に言うわという形で、それが実際言っているかどうかは分かりません。ただ、そういうケースがあると思うんですね。そういったところの部分について、指導員の方個別で対応することになるじゃないですか。ですので、責任を持ってこういう受け答えをしてくださいねという想定問答集は、指導員の方に考えてつくってあげればいいと思うんです。個人の判断でお答えするとなかなか語弊を生む、誤解を生んでこじれる可能性がありますから、しっかりとその辺のところをケアしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。よろしいですかね、ご検討いただけますか。

○子育て健康課長（谷田悦子） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 谷田課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） はい、検討させていただきます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 最後に1つ伺います。

学校が大体5時ぐらいで、多分確認したいんですけども、これ下校時間も兼ねて閉鎖、閉まりますね、門扉が。その後、学童保育のお迎えのための要は受付口は維持されているのか、その辺どういう形になっていますかね。

○副議長（岡田康則） はい、谷田課長。

○子育て健康課長（谷田悦子） お答えさせていただきます。

学童保育の開所時間は夜7時までとなっておりますので、最後の施錠は指導員がしておりますが、それまでは施錠というのとはしておりません。ただ、蛇腹の門扉があるので、そちらのほうの開閉を保護者の方をお願いしているという形になります。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） あと1分です。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

その辺について、あまり詳しくつまびらかに言いません、これ誤解されますので。早急に対応してください。これだけ言っておきます。非常に脆弱になっています。そこはご認識いただいて対応をお願いしたいと思ひまして、私の一般質問を終了させていただきます。あり

がとうございました。

○副議長（岡田康則） これにて、常盤繁範議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○副議長（岡田康則） お諮りいたします。

本日は、これにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（岡田康則） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時24分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

副 議 長 岡 田 康 則

署 名 議 員 長谷川 伸 一

署 名 議 員 杵 本 光 清